

- 一、入學資格は看護婦たるの資格を有する者なること
 - 二、修業年限は學説及臨地訓練等を通じて六月以上とし内三月以上保健所法に依る保健所其の他適當なる施設に於て保健婦業務の臨地訓練に従事するものなること
 - 三、保健婦規則第五條第三號乃至第七號及第十一號乃至第十三號の學科目は必修科目として教授するものなること
 - 四、前條第四號乃至第六號に掲ぐる要件を具備するものなること
- 第五條 指定を爲すべき第三種の學校又は講習所は左の各號に該當し厚生大臣に於て其の管理及維持の方法確實にして其の成績佳良と認むるものに限る
- 一、入學資格は産婆たるの資格を有する者なること
 - 二、修業年限は學説、臨牀看護の實習、臨地訓練等を通じて一年以上とし内六百時間以上臨牀看護の實習に従事し三月以上保健所法に依る保健所其の他適當なる施設に於て保健婦業務の臨地訓練に従事するものなること
 - 三、第三條第三號乃至第六號に掲ぐる要件を具備するものなること

第六條 指定を受けたる學校又は講習所に於ては第一條第一號、第二號、第四號、第五號、第七號乃至第九號又は第十三號の事項を變更したる時は遅滞なく地方長官に届出づべし

第七條 指定を受けたる學校又は講習所に於て別科生等を入學せしむるときは其の學籍簿を別冊とすべし

指定の效力は前項の生徒に及ばず

第八條 指定を受けたる學校又は講習所に於ては左の各號の一に該當する生徒は之を卒業せしむることを得ず

- 一、學則所定の學説授業時數中授業を受けざること三分の一以上に及ぶ者
 - 二、學則所定の臨牀看護の實習時數中實習を受けざること三分の一以上に及ぶ者
 - 三、學則所定の臨地訓練の日數中訓練を受けざること三分の一以上に及ぶ者
- 第九條 指定を受けたる學校又は講習所に於て入學試験學期試験若は卒業試験を施行せんとするときは十日前に地方長官に届出づべし

第十條 地方長官は官吏又は吏員を派遣して試験に立會はしむることあるべし

第十一條 指定を受けたる學校又は講習所は毎學年の卒業者の氏名及生年月日を遅滞なく地方長官に届出づべし

第十二條 指定を受けたる學校又は講習所は毎年七月末日迄に左の事項を地方長官に届出づべし

- 一、前年度經費收支決算細目
- 二、當該年度經費收支豫算の細目
- 三、生徒の前學年又は前學期末に於ける人員
- 四、前年度中行ひたる臨牀訓練の状況

第十三條 指定を受けたる學校又は講習所にして本令に違反し又は第三條、第四條若は第五條の要件の一を失ひ其の他成績不良なりと認めたるときは厚生大臣は其の指定を取消すことあるべし

第二節 保健婦規則の誕生

保健婦規則は右のとほりであるが、その要點とするところは(一)、保健婦試験に合格した者と、(二)、厚生大臣の指定した學校または講習所を卒業した者とが保健婦の免許を受けられることになつてゐる。

その試験科目または必修科目に關しては前記の中解剖學大意、生理學大意、急性傳染病豫防大意、救急處置及び消毒法、繙帶術及治療器械取扱方大意等は看護婦の資格を有する者には免ぜられることになつてゐる。従つて、從來の看護婦の教養の上に衣食住の衛生とか産業衛生とか、結核其他の慢性傳染病や寄生蟲病豫防、母性及び乳幼兒の衛生、營養の問題や衛生法規、社會保險大意、社會事業大意等を加えればよいことになつてゐる。

また本規則公布以前から看護婦または産婆の資格を有して保健婦の仕事をしてゐた者に對しては、一ヶ年以上引續きその仕事をなしてゐた者には無條件で、一年に滿たない者または看護婦、産

婆の資格のないものはその履歴を審査して免許を與へることになつてゐる。

要するに本規則によつて、資格、免許の規準とその必修科目が定められたわけである。

保健婦學校、保健婦講習所指定規則によつて、その養成方法の規準も與へられてゐる。

しかしこれだけでは、養成の方法に關する規準が與へられるだけであつて、保健婦活動の組織、その活動の中樞となるべき機關即ち保健所及び診療機關等に關する問題が何等明示されてゐない。しかしその根本的な原因は我國の保健運動、保健指導の組織が充分に完成されてゐないことにあるのであつて、全體の保健運動を離れて、保健婦事業のみを問題にしても意味のないことであるが、この點を整備することが、今後の問題であらう。

保健婦事業の重要性からして保健婦の資格についても更に高度のものを、要求する意向も可成り強いのであるが、實際の活動に就いて後の指導組織の問題を離れて單にその學歷のみを云々することは形式にとらはれた考へ方である。その意味から保健指導組織の體系を整備することこそ刻下の急務なのである。そしてそのためには指導保健婦の制度が創られることが望ましいのではないかと考へられる。とはいへ一般の保健婦の資格がどうでもよいといふのではない。確固たる臨床の經驗を持つてゐることは不可欠の條件にして、これが無くては我國の保健婦事業の正しい發展は望み得

べくもないのである。

第三節 農村保健婦事業の沿革

我國の保健婦事業の發展を顧るに外國の制度を參考として、整備された形態をもつて、都市を中心として發展して來たものと、他方醫療施設の不足せる農村において、衛生思想に疎い農民に對する懇切なる保健指導や、傷病の手當などの切實なる要求から自然發生的に起つて來たものとの二つの系統が考へられる。都市には聖路加病院女子専門學校においてミス・ヌノーを中心として創められた保健婦養成の仕事を代表とするものや社會事業團の隣保事業のやうなものが多いのに對し農村においては無醫村や乳兒死亡の多い村などを對象として、その村の出身者を教育して産婆看護婦の教育と同時に訪問指導の方法を授けて村に歸つて仕事をさせるやうにして始められたものとの二つの系統がそれである。

厚生省衛生局の保健婦に関する調査（昭和十五年九月十五日現在）によると總計一萬八千余人の保健婦が活動してゐることになるが、この調査においては保健婦なる概念も甚だしく區々まち／＼なることを知る。これが養成の方法においても甚だしい相違があつて一律には論ぜられないが、開業産婆に對し極く短期の講習を施して巡回産婆として活動せしめてゐるものが非常に多いやうである。新潟、長野、愛知、兵庫、福岡の諸縣の大部分はこれに屬するものである。

これらの巡回産婆の所屬をみても大部分が府縣に屬するもので、町村自體の經費によつて、町村に所屬して活動するものは多くはないのである。事實これらの人々の活動は、ほんとの保健指導とは稱し難いものが多いのであつて、嚴格な意味で保健婦とは稱ばないほうがよいと思はれる。

市町村自體或は市町村内の産業組合、國民健康保險組合、社會事業團等に保健婦が設置せられるに及んで、ほんとの保健指導が期待出来るのである。

しかしさうするためには相當の經費を要することであつて、從來まで町村の内に保健婦を設置することの出來たのは比較的惠まれた町村であつて、これを一般的に普及することは出來なかつたのであるが最近頃に各町村において保健婦設置の要求が高まつて來たのは、町村内部に設置を可能にする條件が出來て來たことである。

それは即ち國民健康保險組合の普及と産業組合の保健事業への積極的參加とである。

また一方府縣においても本格的な保健婦養成の事業を開始し、これが普及に積極的に乗り出して來たことが、あづかつて力あることは勿論である。地方における保健婦養成に際し中央及び地方の

社会事業協会の貢献するところは大きいものであつた。

第四節 保健婦養成及び普及の状況

イ、十五年度の保健婦養成状況

十五年度の保健婦養成状況は第一表の如くであつて、十五年度に養成講習會をなした府縣は二五に上つてゐる。その講習會の規模をみても、講習期間が九日以下といふ極く短期のものは七縣にして、他の十八府縣は大概一ヶ月以上の期間をもつて行はれたものである。一ヶ年以上の長期の養成をなしてゐるところも八府縣に達してゐる。この中でも養成人員が少數であつたり、養成の方法が不詳であつたりして全部が本格的なものであるとはいはれないが、東京、大阪、愛知、鳥取、島根等は何れも充實した養成をなしてゐるものである。この他、期間は一ヶ月乃至六ヶ月位であるが、内容も充實し、養成後の活動状況も良好な地方は山形、福島、福岡、鹿児島、鹿兒島の諸縣である。

東京においては、従來からの聖路加病院女子専門學校の保健婦養成のほかに厚生科學研究所において三ヶ月間の養成が行はれた。そのほかに愛育會においては愛育村關係の保健婦の再教育のため一ヶ月間の講習を開いた。また産業組合中央會並びに全國協同組合保健協會の主催になる第一回

保健婦讀本

暉峻義等 撰
小宮山新一 著

高度國防國家建設の上に立つて、國民の健康は飽くまで固守されねばならない。このとき保健厚生運動の第一線に立働く保健婦！

彼女たちは今や社會注目の的となつてゐる。この書は全國協同組合保健協會技師小宮山新一先生の尊い汗の體驗であり、愛情深き教本である！

第一章	環境衛生	第五章	母性乳幼児の衛生とその保護
第二章	都市衛生	第六章	學校衛生
第三章	農村衛生	第七章	結核の豫防
第四章	榮養	第八章	衛生法規について

A5判 260頁 定價 1.50

東京市麹町區樂町一ノ二

協同公社

電話銀座五〇八七番
振替東京一七四・五七番

野の花のごとく

丸岡ミサオ著

寺田政明装幀

闘ふ女醫の手記

これは眞實の書である！
 これは光と風と泉の書である！
 これは結核豫防治療の書である！
 これは保健厚生書の書である！
 これは聖なる天使の書である！
 これは貧苦を踏み越えた生活の書である！
 そして野花のごとく美はしき、
 これは闘ふ女醫の手記である！！

厚生省豫防局長
 高野六郎博士——丸岡ミサオ先生は立派な臨床家であり、同時に結核に
 關しては最もよき國民の教育者である。正しい教育をするためには非常な
 困難に出會してゐるけれども、丸岡先生は信念と純情とをもつてこれを乘
 り越え、遂に周囲の人に對しては立派な結核教育を完成されてゐる。即ち
 私が日頃翹望してゐる型の先生である。その丸岡先生の純情を盛つた手記
 が今度出版せられるのを見て、將來同胞中の多くの人がその指導の懇切に
 感謝するであらうことを期待する。

賀川善子女史——先生は、家庭にあつてはよき主婦として、愛兒の母と
 しての任務を盡くされ、出でては同情を以つて病家の一軒々々を親しく訪
 づれ、行き届いた醫療的指導と精神的の大きい慰めを與へられました。こ
 うした愛の業が永年病床にあつた人をよく起たせて居ります。之は誠に驚
 くべきこととあります。

協同公社

頁〇五二判6B

東京市東區有樂町一丁目番七四
 電話五〇八七番
 東京市銀座一丁目番七四

定價 一・五〇
 送料 一・〇〇

第一表

昭和十五年度保健婦養成狀況

道府縣名	經營主體	養成期間	同人員	同資格	總經費
北海道	済生會 國保組合聯合會	二二ヶ年	一一〇二	卒一六歳以上二五歳高小 產婆又ハ看護婦二十歳一四歳	一、四三七
青森	縣社會事業協會 東北更新會 軍人援護會	九ヶ月	五〇	保健婦	一五〇
岩手	縣社會事業協會	三週	六〇	產婆又ハ看護婦 高女卒	一、九二〇
宮城	縣社會事業協會	三週	三六	產婆又ハ看護婦三十 五歳未満	二、〇〇九
山形	縣社會事業協會	三週	三二	產婆又ハ看護婦	三、三四五
福島	縣社會事業協會	第一期三ヶ月 第二期三ヶ月 第三期三ヶ月	三二	甲 產婆又ハ看護婦 乙 高等女學校卒	二八五
茨城	縣乳幼兒保護協會	乙二ヶ月半	三二	產婆、看護婦	二八五
栃馬					
群馬					
千葉		一三日			

第四節 保健婦養成及び普及の狀況

熊本	縣社會事業協會	一	ケ	三〇	産婆、看護婦十八	四〇四
大分	日本赤十字社宮崎支部	八	ケ	一	赤十字社養成看護婦	四〇四
宮崎	縣並、社會事業協會	一	ケ	一七	産婆又は看護婦	七〇〇
鹿兒島					二十歳以上看護婦	
沖繩					青年學校卒業者	
計						

産業組合保健婦養成講習會が開かれ、それに續いて中央社會事業協會と厚生省の主催になる、再教育講習會が開かれた。この最後のものは、期間は三ヶ月にして講習生の質といひ、講義の内容といひ最も充實したものであつた。

また結核豫防會では、結核豫防指導看護婦養成所を開設した。こゝでは専門的な保健婦養成（一ケ年修了）を行ふことになつてゐる。

大阪においては府立社會衛生學院（本科二年修了）あり、従前から内容の整つた養成を行つてゐる。

ロ、保健婦の普及状況

第二表

保健婦ニ關スル調

（衛生局調 昭和十五年九月十五日現在）

府縣	區分		府縣關係		市町村關係		學校關係		其ノ他ノ團體關係		資格別		總數
	府縣關係	市町村關係	府縣關係	市町村關係	學校關係	其ノ他ノ團體關係	産婆及看護婦	産婆	看護婦	其ノ他			
北海道	10	6			133	3	26	6	119	19	190		
青森	3	1			64	3	2	2	50	10	95		
岩手	2	1			1	1	19	1	49	6	84		
宮城	3	1			76	5	10	2	49	6	84		
秋田	5	1			82	1	4	2	49	6	87		
山形	5	2			1	4	2	10	17	14	87		
福島	3	1			45	2	3	1	46	1	69		
茨城	3	1			45	3	19	1	46	1	75		
栃木	3	1			40	3	11	3	33	1	75		
群馬	3	1			30	3	1	17	3	3	75		
埼玉	3	1			5	3	38	6	60	2	75		
埼玉	9	1			5	3	14	6	6	1	76		

第四節 保健婦養成及び普及の状況

大	兵	奈	和	鳥	鳥	岡	廣	山	德	香	愛	高	福	佐
阪	庫	良	歌	取	根	山	島	口	島	川	媛	知	岡	賀
一六四	一〇〇〇	三二二	二八七	二八九	一七六	五三七	一七六	一七六	一七六	一七六	一七六	一七六	一六〇九	八
三三	六	一	一	二	一	三	三	四	三	三	三	一	一	一
六七〇	一八五	一一二	六	二七	二九	一一三	一六	二六	三三	二二	一〇	三三〇	一〇三	一〇三
四七	二四	一	二二	五九	四三	二六	二四	二四	三	三	一	一	二	一
二二四	五五九	八二	四三	九六	八	二六	七五	一五〇	一七	三三	一九	九五四	四	四
七六	五三三	二三四	一四九	三	二二	二四	四〇八	一	一	一	一	六三四	一	一
八九八	一四四	八	一六二	五三	四〇	九	八六	五四	二八	二八	七四	三三三	一〇一	一〇一
三三	一	一	三	八	一	二七	二	一	一	一	二	二	二	六
一、二二	一、三三	三四	三六	三〇六	五三	七三	一八七	六一三	三三	五九	九	一、九八一	一一	一一

第三章 保健婦

千	東	神	新	富	石	福	山	長	岐	靜	愛	三	滋	京
葉	京	奈	瀧	山	川	井	梨	野	阜	岡	知	重	賀	都
三三	四三	二六	一、三五一	八	二二	一〇	一八二	七五七	三	九	四、九五	三	四	三六
一	三六八	一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四九	三七二	一〇六	九三	一〇	三三	三三	三〇	六	一〇二	一四〇	二三	一六六	一六六	一六六
一三	六四	二二	三〇	三	九	三	二	五九	一	一九	四	一七	六	五七
一六	二〇〇	二九	四三	一〇	五	五	一六	二二	二二	四	二	二	一〇	一〇
二	一〇	五	一、四〇四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五七	六二九	一〇〇	二七	二二	六	三〇	六五	六四	一三	一九二	一三	四〇	一〇	一〇
二二	一三	四	一	一	一	一	一	一	一	二、七三	二	二	二	二
九六	八七二	一六八	一、四六四	二二	二二	二二	二二	九三八	七	一五三	四、九九八	七六	一〇	二六三

長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	合計
10	13	2	0	3	1	11,003
1	1	1	3	3	1	1,148
15	3	4	7	1	3	3,833
1	1	1	4	3	1	1,465
7	4	6	2	1	3	3,721
1	1	4	4	4	1	6,558
124	63	26	67	52	1	5,136
33	7	3	3	7	1	5,060
163	94	49	97	93	4	18,447

備考 一、愛知縣ニ於ケル「其ノ他」二、七三一ハ母性補導委員ナリ。

第二表は厚生省衛生局の調査になるもので調査の基準も明でないから、これについて深く立つて考察することも出来ないが、總數一萬八千の中設置主體別にみて、府縣關係の欄にある二二、〇〇二人は大體巡廻産婆、または母性補導員等の範圍に入るものにして、いはゆる保健婦として保健指導、または訪問指導をなしてゐるものではないと考へられる。市町村關係及び其の他の團體關係の欄にある二、六一三人は、町村を活動範圍とし實際に保健婦活動をなしてゐるものと考へて大過ないであらう。この他に學校看護婦が三、八三二となつてゐる。

本協會において各府縣主管課及び産業組合中央會道府縣支會に調査を依頼したものに據ると第三表の如くである。東京、大阪の分は回答なきため前記衛生局調査の市町村關係及び其の他の團體關係の數字に據り合計一、六六八と推定される。この中には保健所關係の保健婦三一四人（昭和十五年四月現在）と愛育會關係の保健婦四八人を含んでゐないから、これらを加へると約二、〇三〇人といふ推定が下される。この數字は前記衛生局調査の市町村關係、及び其の他の團體關係の合計二六一三人と接近して來る。

第三表

保健婦設置狀況

（昭和十六年四月）

但シ保健所關係ノモノ三一四人並ニ愛育會關係ノモノ四八人ハ除ク

道府縣名	保健婦總數	設置主體別保健婦數				資格別保健婦數				講習受請ノ有無			
		關係組	國保組合	市町村施設	市町村團體	府縣公共機關	其他	產看婦	產婆	其他	長期講習	短期講習	其他
北海道	30							3			10		
青森	49		26	17				4	10	1	19	10	
岩手								8					
宮城	2	1		7	3			1	3				

第四節 保健婦養成及び普及の状況

廣島	岡山	鳥根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重	愛知	静岡	岐阜	長野
一五	三五	七	六	三	五	八	(三七八)	四	三	三	六	九	一〇	一九
				三	二						一		三	二
二		一			五						八		七	一〇
四			一								二		七	七
	二五						五四	一			二		六	
		二		一		八				二	三			一
			五								二		三	四
	四													一
九	二五		三五		一	六	一〇	三	五		一〇	一八	二	
四		三	一八	三	五		五		三	九	三	一		
二		四	二			二	七		九					
			六				二		二					
			三	三	五		一	三〇	三	一	二			
三	二五				三		五四		六					
二		七	四		五		三	三	七	一	八			

山梨	福井	石川	富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形	秋田
三〇	三〇	五	一五	二	(四五三)	二	八	二	元	六	四	四	一〇	
					三	八			一				六	
						四			一			三	二	
二												六	六	
										二	八	三	七	八
										一	二		九	一
												二	三	四
												二〇		
													九	六
三	四	五	一	四	八	二		一	二	九	二	一	六	二
		六	三						一		三	〇	一	三
		一	九	一	四			六			一〇	一	二	四
													一	六
													二	三
													五	五
													三	三
三	二												七	五

第三章 保健婦

計	山 口	徳 島	香 川	愛 媛	高 知	福 岡	佐 賀	長 崎	熊 本	大 分	宮 崎	鹿 島	沖 繩
八六	一〇	一	一	三	八	一五	一	一	三	三	三	一八	(八六)
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
二九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二九
一八四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一八四
三三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三三
八六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	八六
一三八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三八
五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五
三六七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三六七
二五六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二五六
一三五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三五
八〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	八〇
三七八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三七八
二八六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二八六
一七四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一七四

尙集計後大阪四〇七名、岩手二三名ノ回答アリ

第三表についてこれら保健婦の産婆、または看護婦資格の有無をみると産婆並びに看護婦の資格を有するもの三六七人にして四三・八%、看護婦の資格のみもの二五六人三〇・六%、産婆の資格のみもの一三五人一六・二%、其他八〇人九・五%、となつてゐる。但しこの数字の中には、東京及び大阪の八三〇人と保健所関係及び愛育村関係の三六二人が含まれてゐない。(次の数字も同様)養成講習受講の有無をみると、長期の講習を受けたもの三七八人四五・〇%、短期の講習を受けたもの二八六人三四・二%、其他一七四人二〇・八となつてゐる。勿論これらの数字も調査の規準も一定して居らず正確なものとは稱し難いが、保健婦規則公布以前の資料としてみれば興味あるものであらう。

また国民健康保険組合に於ける保健婦設置状況は第四表の如くである。

第四表

国民健康保険組合ニ於ケル保健婦設置状況 (厚生省国民保険課調)

北海道	廳府縣別	組合數	人員	總數		昭和十六年度保健婦養成計畫	事業主體	養成人員	同期間	同資格	經費豫算
				現ニ設置セルモノ	設置ニ決定セルモノ						
八				同上	内譯						
一〇											
二											
二											
六											
八											
國保組合											
三											
二											
二											
年											
看護婦											
三、六〇〇											

第四節 保健婦養成及び普及の状況

富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二
一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六
二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六
三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六
國保聯合會	國保聯合會	國保聯合會	國保聯合會	國保聯合會	國保聯合會	國保聯合會	國保聯合會	國保聯合會	國保聯合會	國保聯合會	國保聯合會	國保聯合會	國保聯合會	國保聯合會
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月
產婆及看護婦	產婆及看護婦	產婆及看護婦	產婆及看護婦	產婆及看護婦	產婆及看護婦	產婆及看護婦	產婆及看護婦	產婆及看護婦	產婆及看護婦	產婆及看護婦	產婆及看護婦	產婆及看護婦	產婆及看護婦	產婆及看護婦
一、五五	一、五五	一、五五	一、五五	一、五五	一、五五	一、五五	一、五五	一、五五	一、五五	一、五五	一、五五	一、五五	一、五五	一、五五

石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
縣社會事業協會	縣社會事業協會	縣社會事業協會	縣社會事業協會	縣社會事業協會	縣社會事業協會	縣社會事業協會	縣社會事業協會	縣社會事業協會	縣社會事業協會	縣社會事業協會	縣社會事業協會	縣社會事業協會	縣社會事業協會	縣社會事業協會
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月
高小卒	高小卒	高小卒	高小卒	高小卒	高小卒	高小卒	高小卒	高小卒	高小卒	高小卒	高小卒	高小卒	高小卒	高小卒
三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇

鹿島	宮崎	大分	熊本	熊崎	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山口	岡山	島根
一	一	二	二	四	二	三	三	九	二	七	二	九	八	二
一	一	二	二	五	二	三	三	九	九	八	二	九	二	二
一	一	二	一	一	一	三	一	五	九	四	五	九	六	二
一	一	二	一	一	一	三	一	五	一	六	五	九	九	二
一	一	一	二	三	一	一	一	四	三	三	三	六	一	二
一	一	一	二	四	一	一	一	四	三	三	三	六	一	二
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右
六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
年	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒
三、三〇〇	三、〇〇〇	二、五〇〇	七、〇〇〇	三、七五〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	九〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇

沖繩	計
三二	三六三
一八一	三二七
一〇〇	一四四
六三	一〇三

備考 一、本調査ハ昭和十六年二月一日現在ナルコト。

二、調査ノ対象ナリタル組合八百八十九組合ナルコト。

三、未報告ノ福井、奈良兩縣ヲ含まザルコト。

府縣別の普及状況も第三表によつて大體を窺ふことが出来るが、農村地方として最も先進地は鳥取縣であり、十五年度においては山形縣、福島縣、鹿兒島縣などが比較的活潑な發展を見せた。山形縣、鹿兒島縣などでは縣廳に保健婦指導員を設置し、よい効果を擧げたことも特記さるべきであらう。

ハ、十六年度の保健婦養成計畫

本年度においては保健婦事業は愈々隆盛となつて來た。養成計畫も第五表の如く、養成計畫のない縣は十五縣しかないといふ有様である。これは前記問合せ調査によつて集計したもので内容不詳のものを含まれてゐるが、一應計畫として掲げることにした。

第五表

昭和十六年度保健婦養成講習會開催豫定

道府縣名	養成主體名	養成期間	養成人員	養成ニ關スル豫算
北海道	濟生會 國保組合聯合會 衛生課	二二二二 年 年 年 年	一一一 〇〇〇	社會事業協會札幌 病院ニ委託養成 七、〇五〇 四、三九五
青森	社會事業協會	一三 年 月	一五 〇〇	三、四三〇
岩手	軍人援護會、社會事業協會、日赤支部	一 年 月	一 〇	一、〇〇〇
宮城	社會事業協會	一 年 月	二 〇	三、三五〇
秋田	縣	一 年 月	六 〇	三、八〇〇
山形	社會事業協會	一 年 月	三 〇	九、四七八
福島	社會事業協會	二 年 月	一 〇	一、〇〇〇
茨城	衛生課、縣立養成所	一 年 月	二 〇	一一、四六八
栃木	縣及社會事業協會	一 年 月	二 〇	
群馬				
埼玉				
千葉				

道府縣名	養成主體名	養成期間	養成人員	養成ニ關スル豫算
東京	(前年ニ同シ)			
神奈川	國保組合聯合會	三 月 月 月	五 〇	六七五
新潟	社會事業協會	一 月 月 月	四 〇	一三、三九〇
富山	社會事業協會	一 月 月 月	四 〇	三、〇〇〇
石川	社會事業協會	一 月 月 月	四 〇	
福井	衛生課、軍人援護會			
山梨	縣衛生課ニ於テ産婆看護婦免許狀ヲ有スル者ヲ隨時養成			
長野	縣社會事業協會ニ於テ目下計畫中ナリ			
岐阜	社會事業協會	五 日	五	
静岡	縣立養成所	二 年	一〇	二、〇〇〇
愛知	濟生會	二 年	一〇	一、六九八
三重	軍人援護會	十二 月	三	
滋賀	衛生課ニ於テ一ヶ月ノ豫定ニテ開催計畫ナルモ未定ナリ			
京都	京都市兒童院	六 月	一	八五〇
大阪	社會事業協會ニ於テ立案中 (前年ニ同シ)		八	

第四節 保健婦養成及び普及の状況

兵庫	濟生會	六ヶ月	二	八〇〇
奈良	社會事業協會			三、〇〇〇
和歌山	社會事業協會			三、〇〇〇
鳥取	軍人援護會、愛國婦人會	一ヶ年半	四〇	二二、五二〇
島根	獨自ノ養成ヲ爲サズ、結核豫防會ノ講習ニ派遣			
岡山				
廣島				
山口	社會事業協會	三ヶ月	一一	一、七〇〇
徳島	社會事業協會	一ヶ月	三〇	一、〇〇〇
香川				
愛媛	社會課ニ於テ本年度計畫			一、〇〇〇
高知				
福岡	社會事業協會	六ヶ月	一五	二、〇〇〇
佐賀				
長崎	社會事業協會	一ヶ年	二五	三、七五〇

熊本	社會事業協會	一ヶ月	三〇	一、五〇〇
大分				
宮崎				
鹿児島	社會事業協會	一ヶ月	一八	三、〇〇〇
沖繩				
計				

これらの中特記を要するものは、島根縣の保健婦養成計畫である。こゝでは高等女學校に保健科を設置し、三年及び四年生には正課として保健衛生の教育を施し、その卒業生を一ヶ年養成して保健婦とするといふのである。こゝでは保健婦として活動するもの他に、女學校卒業者が全部従来よりは遙に豊富な保健衛生の知識を持つやうになるのであつて、將來一般家庭の主婦の保健知識の水準も一段と向上することが期待されるわけである。

保健婦規則及び私立保健婦學校保健婦講習所指定規則によつて、今後の保健婦養成の方法には従来と異つた規模のものが統一的に行はれるやうになると想像されるが、これは今後の問題である。

第五節 産業組合における保健施設

産業組合の保健運動の體系は前にも述べられたやうに、健全なる勞働力を育成し、旺盛なる活動力を培養すると同時に、疾病を未然に防ぎ且つ醫療機關を擴充すると共に國民健康保險制度の普及により、疾病による精神的及び經濟的負擔を能ふ限り輕減することを目標としてゐるものであつて、その具體的方策は、組合病院の整備擴充と、國民健康保險組合の急速なる普及と、保健婦の設置の三者が一體となつて運営されることである。

以上の如く農村保健運動の全體系の一環として保健婦事業を推進するところに、産業組合における保健婦事業の合理性があるのである。

産業組合における保健婦事業の歴史は未だ極めて若いのであるが、産業組合として保健婦事業を開始したのは次の如きものであつた。

昭和十四年に秋田醫療購買利用組合聯合會及び岩手縣醫藥購買利用組合聯合會は農村産業組合保健婦設置奨励金交附規程を設け、その普及を計つた。鳥取縣においても縣社會事業協會と提携し保健婦の養成普及を計つた。

特に十五年度に到つて、産業組合中央會並びに全國協同組合保健協會が共同して産業組合保健婦養成講習會を開くに及んでこの事業も愈々本格的に發展することとなつたのである。

本年度には産業組合中央會指定によつて、岩手縣、新潟縣、山口縣の各支會と全國協同組合保健協會の共同主催によつて一ヶ月半の期間の講習會が九月から開催され、また東京においても同様の規模で開催されることになつてゐる。講習會要項は次の如くである。

産業組合保健婦養成講習會要項

一、目的

時局下農山漁村民ノ體力増強及生活指導ノ徹底ヲ圖リ食糧増産ト人的資源ノ確保ヲ期スル爲産業組合ニ設置スヘキ保健婦ヲ養成スルヲ以テ的トス

二、主催

全國協同組合保健協會及産業組合中央會岩手支會同新潟縣支會同山口縣支會トス

三、後援

開催地縣、社會事業協會及産業組合聯合會トス

四、應募者ノ資格

滿十八歳以上三十五歳未滿ノ者ニシテ高等小學校卒業以上ノ學力ヲ有スル上左記各號ノ一ニ該當シ受講後

第五節 産業組合における保健施設

保健婦トシテ産業組合ニ勤務セントスル者ナルコトヲ要ス

イ、看護婦及産婆ノ資格ヲ有スルコト

ロ、綜合病院ニ於テ臨床ノ經驗一ケ年以上ヲ經テ看護婦ノ資格ヲ有スルコト

ハ、看護婦又ハ産婆ノ資格ヲ有シ三ケ月以上訪問看護ノ經驗ヲ有スルコト

五、受講者定員

一ケ所ニ付五十名トス但シ申込者定員ヲ超エタルトキハ主催者ニ於テ詮衡ノ上之ヲ選抜ス

六、講習時期及期間

自九月一日至十月十五日一ケ月半(但シ山口縣ハ九月十六日ヨリ十月末日マデ一ケ月半)

七、申込期限

八月五日限リトス(但シ山口號ハ八月十日限リトス)

八、開催場所

岩手縣 盛岡市吳服町岩手縣産業組合聯合會

新潟縣 新潟市東中通新潟縣信用組合聯合會

山口縣 山口市中原山口縣教育會館

九、講習科目、時間

一、國民道徳

二時間

二、産業組合大要

三、教育及心理

四、農村保健運動

五、資材ノ配給

六、國民健康保險

七、部落常會

八、衛生法規大意(衛生行政、保健所)

九、社會事業大意

十、榮養大意

共同炊事

十一、母性保護(妊娠生理、助産、妊産婦ノ保護)

十二、乳幼兒保護

十三、兒童保護及學校衛生

十四、環境衛生(衣服、住宅、便所、井戸、飲料水)

第五節 産業組合に於ける保健施設

二、産業組合大要	七
三、教育及心理	四
四、農村保健運動	五
五、資材ノ配給	四
六、國民健康保險	七
七、部落常會	二
八、衛生法規大意(衛生行政、保健所)	七
九、社會事業大意	三
軍事援護事業	三
十、榮養大意	九
共同炊事	三
十一、母性保護(妊娠生理、助産、妊産婦ノ保護)	八
十二、乳幼兒保護	一四
十三、兒童保護及學校衛生	六
十四、環境衛生(衣服、住宅、便所、井戸、飲料水)	六
産業衛生	三
他ニ實習二〇時間	
他ニ實習見學	

第三章 保健婦

農村衛生

- 十五、結婚衛生 三 七
- 十六、結核其他慢性傳染病豫防並ニ寄生蟲病豫防大意 一七
- 十七、急性傳染病豫防大意 七
- 十八、救急處置、消毒法、一般看護法 七
- 十九、社會調査、統計ノ實際 七
- 二十、醫學的検査法、體力検査法 四 他ニ實習三時間
- 廿一、保健婦ノ使命ト活動ノ實際 一四 他ニ訪問實習二週間
- 廿二、保健婦規則ニツイテ 三

計

一六二時間

申込方法

受講志願者ハ所定ノ申込書ニ履歷書及産業組合長ノ採用證明書ヲ添付シ申込期限迄ニ居住地産業組合中央會道府縣支會ニ提出スルコトヲ要ス

一、講習生ノ費用

受講料ハ徴セズ。宿泊料其他ノ滞在費ハ主催者ニ於テ之ヲ負擔ス。但シ滞在期間中ノ飯米ハ各居住地ニ於ケル割當量持參スルコト其ノ手續ハ居住地ニ於テナスコト(止ムヲ得ザルトキハ之ニ相當スル現金ヲ持參

スルモ差支ナシ)

二、講習生ノ合宿

講習生ハ合宿セシメ集團訓練、共同炊事ノ實習等ヲ行ハシム

三、修了證書講習修了者ニ對シテハ産業組合中央會頭ヨリ修了證書ヲ授與ス

……………切……………取……………線……………

受講申込書

私儀貴會主催ノ

縣ニ於テ開催ノ産業組合保健婦養成講習會ニ受講致度候ニ付履歷書、診斷書相添ヘ此

段申込候也

昭和十六年 月 日

現住所

勤務先

職氏名

印

右者講習會受講後本

産業組合(市町村)ニ於テ勤務セシムルモノニ付採用相成度本人ト連署ヲ以テ及申込候也

所在地

勤務先名稱

第五節 産業組合に於ける保健施設

國産注射用サントニン

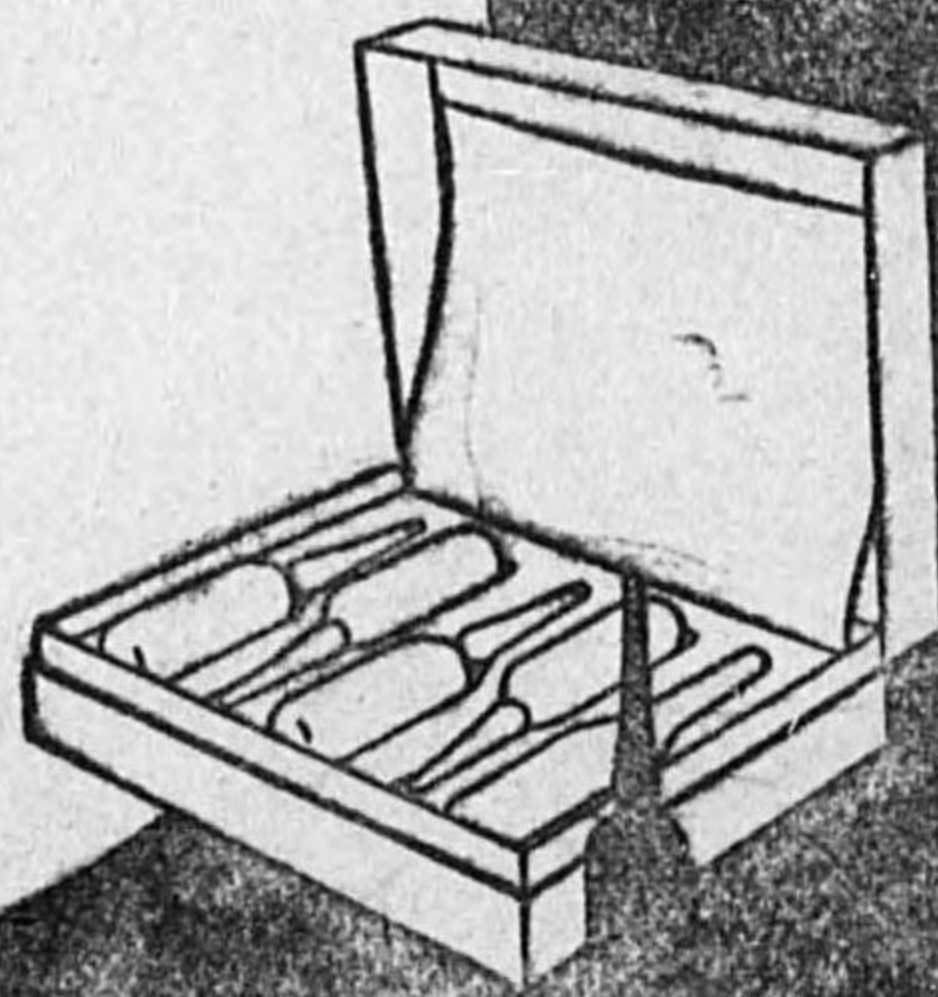
蛔虫駆除剤

サントニール

内服ニ勝ルサントニンノ注射、
奏効ハ迅速且的確 (80%) 將ニ
第一線ノ戦車タノ

皮下 (臀筋、静脈) 一日一筒宛2-3日連用、

5%	1cc	{	5A
			10A
10%	1cc	{	5A
			10A



全國協同組合保健協會會長 千石與太郎殿

この講習において受講資格は、看護婦並に産婆の資格を併せ存するもの、看護婦のみの資格者は総合病院において一ケ年以上實地の業務を習つたものとして、實地の経験を最も重要視した。

講習中は合宿訓練によつて、農村の婦人指導者としての人格陶冶に特に力を注いだ。ただ保健婦規則による必修科目を修めただけでは、ほんとの保健婦とはいはれない。保健婦としての貴い使命に自らを捧げる熱情と決意を醸成すべく訓育することを忘れるならば、我國の保健婦事業を誤ることとなるであらう。

更にまた我が産業組合の保健婦養成の特徴は、養成後町村の組合に設置せられて活動を始める時直接には組合病院醫局の指導の下に活動すると同時に、産業組合の地方的な保健運動の一環として働くところに強味があるのであつて、こうして保健運動の組織と結びついてゐることは保健婦事業發展のためにも必要のことである。

牛馬の病氣に

全購販聯の
牛馬薬は

氏垣板 牛馬健胃強壯劑
氏垣板 牛馬解熱劑
氏垣板 犢制痢劑

氏垣板 幼駒制痢劑
氏垣板 牛馬胃腸藥
氏垣板 乳房炎軟膏
氏垣板 牛馬皮膚藥

陸軍獸醫中將、獸醫學博士、醫學博士
武藤喜一郎先生 推薦
農林省畜産局衛生主任技師
布村繁先生



東京帝國大學教授
農學博士、獸醫學士

板垣四郎先生創製

クミア牛馬薬

第四章 農繁期栄養食共同炊事

第一節 概論

本年報第一輯（昭和十五年版）は農繁期栄養食共同炊事の章に於て「今日行はれて居る農繁期栄養食共同炊事は凡そ次の如き目的の下に行はれて居る」として

1. 農村栄養の充實
2. 農村労働の合理化
3. 食糧需給の調整

の三項目を掲げてそれぞれ説明を行つて居るが、これは十五年度に於ても何ら異るところはない。否十五年度に於てはこれらの目的が更に逼迫した感情の下に促へられ、農繁期栄養食共同炊事の普及促進は、関係官廳並に關係團體によつて更に強力に遂行せられたのであつた。

「食糧増産」これが戦時下農村に課せられた最大の使命であるが、聖戦四ヶ年目にしてそれは愈々切實な問題となつたのである。そして限られたる資材・勞力・畜力をもつてこの使命を達成する爲にはそれらの資材・勞力・畜力を最高度に活用する以外に道はないのである。そしてそれは農村に於ける生産並生活の協同化を必然的に促進することになつたのである。農繁期營養食共同炊事についてこれを見れば特に過勞に墜り易い農繁期に於て、共同炊事による營養食の攝取により營養の不足乃至缺乏より來る體力の低下を防止することは勿論一つの大きな目的であるが、尙共同炊事の實施により婦人の家事勞働を百パーセント生産面に活用しようとする目的があるのである。更に又農村の限られたる資材・勞力・畜力等の適正なる配分、合理的なる活用は共同作業の實施によつて始めて可能となるのであるが、この共同作業は共同炊事を併設して行ふことによつて精神的融和を昂め、團體行動に規律性を與へる等により一層の效果をもたらすのであつて、農繁期營養食共同炊事に對するこの面からの要求こそが、昭和十五年度に於ては最も強く追求せられそれが十五年度に於ける農繁期營養食共同炊事の普及を劃期的ならしめたものであつたのである。

尙昭和十五年度に於ける特異な狀況としては農村に於て「常設共同炊事」の開設を見るに到つたことである。高知縣新井村に於て昭和十五年五月二十五日以降二部落四十戸に於て常設共同炊事が

二ヶ所開設されたことは、本年報第一輯に於て報告せられたところであるが、今や高知縣下に於てはそれが端緒となり、更に四ヶ所の常設共同炊事の開設を見るに到つた由である。この外千葉縣下に於て一ヶ所、愛知縣下に於ても一ヶ所開設せられ何れも成功的に進行中とのことである。高知縣新井村の場合は勞働の合理化以外に、不可避的に主食を節減せざるを得なくなつた條件下に如何にすれば、營養を充分ならしめ得るかの問題解決の方法として取上げられたのであることは、本年報第一輯に於て報告せられて居ることである。千葉、愛知の場合に於ては未だその詳細を知り得ないが、これらには別に特別な條件が存在して居るわけではなく、一般に成功的に行はれた農繁期營養食共同炊事は短期間では満足出來ず漸次長期化する傾向を持つものであるから、それが更に常設共同炊事に迄發展したものであると思ふ。都市に於ける隣組共同炊事や材料配給所の發生と共に農村に於ける常設共同炊事の開設は、今後我國の食生活に對する影響に於て注目すべきものであらう。

第二節 普及狀況

昭和十三年度に於て全國二一〇ヶ所に於て行はれたる農繁期營養食共同炊事が二年後昭和十五年

度に於ては春季二、〇九二ヶ所秋季一、一〇九ヶ所合計三、二〇一ヶ所を數へるに到つた。これは眞に飛躍的發展と稱すべきであらう。

道府縣別に發展の狀況を検討することは更に興味あることであると思ふから次に列記しよう。

道府縣名	昭和十三年 度開設數	昭和十五年 度開設數
北海道	〇	二
青森	二	〇
岩手	一五	不明
宮城	九	不明
秋田	一〇	二
山形	一七	一五
福島	不明	一〇
栃木	〇	二六
茨城	一九	二〇
群馬	二	三
埼玉	〇	不明

道府縣名	昭和十三年 度開設數	昭和十五年 度開設數
千葉県	二	三
東京都	〇	二
神奈川県	二	三
山梨県	〇	五
静岡県	〇	三
長野県	〇	七
新潟県	〇	一七
岐阜県	〇	二〇
愛知県	〇	一
三重県	一	二五
富山県	〇	三七
石川県	〇	〇
福井県	一	一六
滋賀県	〇	四
京都府	〇	二
大阪府	〇	二

第四章 農繁期榮養食共同炊事

兵	庫	七六	二二二
奈	良	一五	七一
和	山	一二	九
鳥	取	一三	四〇
島	根	三二	二六
岡	山	不明	不明
廣	島	二〇	〇
山	口	〇	一七
德	島	五	二八
香	川	二八	一一
愛	媛	八	二
高	知	二	〇
沖	繩	〇	〇
福	岡	三	一
佐	賀	五二	〇
長	崎	三二	三三

熊	本	一八〇	一八〇
大	分	三〇四	三〇四
宮	崎	三五	三五
鹿	島	四三	四三
計		二、〇九二	一、一〇九

註 昭和十三年度は帝國農會調査
昭和十五年度は産業組合中央會調査

兩年を比較して先づ顯著なる事實は昭和十三年度に於ては全國二二府縣約半分にも及ばない府縣に於て實施されたものが昭和十五年度に於ては大阪、北海道、沖繩等の特殊な道府縣を除く外總ての府縣に於て實施せられて居ると云ふことである。第二に顯著な事實は先進府縣と後進府縣との間に數量的に大きな開きがあると云ふことである。この事實については次の如きことが云へるのである。即ち「農繁期榮養食共同炊事は今や全國的な問題となつて來て居る。然しながら未だその進展の情勢は甚だまち／＼である」と

第三節 農繁期榮養食共同炊事の實體

第三節 農繁期榮養食共同炊事の實體

産業組合中央會は全國購買販賣組合聯合會と共同して十五年七月に道府縣支會を通じて「農繁期栄養食共同炊事」の綿密なる調査を行つた。これは現在迄のところ最も權威ある調査であると云ふことが出来る。新潟縣以下二十三縣二百四十六の農繁期栄養食共同炊事に亘つて行はれた本調査によつて重なる項目を選び出して見ることは、現在の農繁期栄養食共同炊事の實體を最も明かにするものと考へる。

1. 經營主體

村	九七
農事實行組合	九七
共同炊事組合	一八
部落	一八
戸主會	一五
部落實行組合	六二
農家組合	一
農事組合	一

農會	二一
隣保事業組合	二一
農事改良組合	一五
方面助成會	一一
報徳社	一一
町	一
區	一
村	三三
産業組合	三三
婦人會	二五
栄養改善組合	二
計	二一九

經營主體の主なるものは農事實行組合及農家組合である。

2. 加入者職業別戸數

第三節 農繁期栄養食共同炊事の實體

耳鳴

マホンは一時的の鎮靜劑にあらず
耳鳴の病源を治療する最新の耳鳴薬
である。

故にたとへ難症の耳鳴患者といへ
ども之を服用すれば、耳鳴を消退せ
しめ、同時にその原因の耳疾患、及
び神経衰弱症をも総合的に治療す。




マホン

東京市日本橋區本町三
友田合資會社

薬店にあり
一円二〇
三
七円五〇

農業九五パーセントにして其の他が五パーセントに過ぎない。

3. 加入農家階層別戸數

小作	七三三戸	二〇%
自小作	一七五四	四八
自作	九五〇	二八
地主	一四三	四

あらゆる階層を網羅し別に特記することなし小自作の比較的多きは我國農村に小自作の多き故なるべし。

4. 期間中加入者作業

田植	一八一
田植養蠶畑作業	五
養蠶麥刈田植	二
田植養蠶製茶	一
田植準備	二

養蠶	五
養蠶麥刈	一
麥脱穀田植	三
田植養蠶	二
田植除草	二
田植麥刈	一七
計	二二二

大部分は田植麥刈である。尙本調査春季の調査なれば秋季は別である。

5. 炊事場所

共同作業所、區長宅、組合長宅、共同集荷所、公會堂、農家物置、實行組合事務所、寺院、養蠶飼育所、消防器具置場、村會議所、青年會館、小學校、テント、天理教會、共同炊事所

右の如き場所で行はれて居るが、農繁期共同炊事専用の建築物は極く少く殆んど既設の建物を利用してゐる。

6. 助成團體名

第三節 農繁期榮養食共同炊事の實體

國庫	二
縣	四九
町村	二五
農事實行組合	五
郡農會	三
縣農會	二一
町村農會	六
軍人援護會	二一
社會事業協會	一
産業組合	三
婦人會	一
産業組合及農會	一
計	一三七

7. 炊事擔當者

イ 男女の比率

男	二〇一人	二七%
女	五七二人	七三%

ロ 職業

九割迄は農業者なるも外に次の如き人等あり。

小學校教員、住職、日雇、無職、理髮業者、飲食店業者、商工業者、國防婦人會員、役場吏員

ハ 講習會受講の有無

受講者 一五一人あり。

8. 配給回数

朝、晝、夕	七五%見當
朝夕及晝夕	二五%見當

間食を行へるもの割合に少し

9. 共同炊事實施に際し實際に指導したる人

第三節 農繁期栄養食共同炊事の實體

縣、縣農會、郡農會、村農會、產業組合、實行組合、農家組合、學校、住職等

縣の場合は衛生課、農務課等の指導多く又農會系統による指導多し。

10. 共同炊事と併設して行はれたる共同作業共同田植、共同託兒所多し。

11. 終了後の効果感想

次の如きが共通せる最も多き感想である。

イ、勞力の節約

ロ、共同心の助長

ハ、薪炭の節約

ニ、主婦の疲勞減退

ホ、營養の充實

第四節 十六年度の展望

昭和十六年度は農繁期營養食共同炊事が愈々我國農山林の隅々まで普及促進せられる年でなければならぬ。

一、昭和十六年三月十二日第三回全國產業組合、保健協議會は「營養食共同炊事全國普及運動の件」を上提し全會一致可決確定して居るのである。運動方針は次の通りである。

營養食共同炊事全國普及運動ノ件(案)

一、要 旨

- 1、農山漁村民ノ體力底下ノ最モ大キナ原因ハ營養ノ不良ニアリ、ソノ對策トシテハ共同炊事ニヨツテ營養ヲ供給シ又共同炊事ヲ通ジテ農家個々ニ營養食ノ普及ヲ計ルコトガ最モ捷徑デアアル。
- 2、食糧ノ逼迫セル今日節米ヲ徹底セシメナガラ尙且國民ノ營養低下ヲ防止スル方策ハ國家ノ食糧政策ニ基ツク營養國民食ノ普及徹底デアアル、ソノ爲ニハ共同炊事が先ヅ第一ニトリマゲラルベキ方法デアアル
- 3、共同炊事ヲ實行スレバ農家個々ニ於イテ炊事ヲ行フヨリモ勞力ノ節約ニナリ、又燃料、調味料等ノ多大ノ節約ニナリ食費ニ要スル農家ノ經費ヲ減少セシメル。
- 4、食糧増産ハ農村ニ課セラレタル最モ重要ナル問題ニシテコノ増産完遂ノタメノ方途トシテハ共同耕作、共同作業、農具ノ共同管理、季節保育所等々生産並ニ生活ノ共同化ニヨル資材、勞力ノ最大能率ノ發揮ヲ計ラナケレバナラヌガ、コレラノ事業ハ共同炊事ト併設シテ行フコトニヨリ更ニソノ效果ヲ大ナラシムル。
- 5、共同炊事ハ人心ヲ融和統一セシメル。

爾來產業組合ハ農村保健運動ノ重要ナル項目トシテ營養食共同炊事ノ設置促進ノ爲ニ努力シ來リタリ

第四章 農繁期榮養生共同炊事

ト雖モ時局ハ其ノ急速ナル全國普及ヲ要望シテキルノデアアル。

二、運動方針

本運動ハ農機具共同利用運動、病蟲害共同防除運動其ノ他ノ共同事業ト併行シテ行フモノトス。

三、運動具體策

1、共同炊事開設豫定數

春季 開設

一村一ヶ所

秋季 開設

一部落一ヶ所

2、榮養生共同炊事全國普及連絡會ノ設置

イ 中央連絡會

參加團體 帝國農會、產業組合中央會、中央金庫、全購販聯、全保協、農建同盟、大政翼賛會、食糧報國聯盟、

關係官廳 農林省、厚生省

ロ 道府縣連絡會

參加團體 縣農會、產組道府縣支會並郡部會、縣信販購聯、大政翼賛會地方支部、農健同盟支部、ソノ他關係團體、關係官廳、

ハ 町村連絡會

參加者 町村長、農會長、組合長、各部落實行組合長、學校長、青年團代表、婦人團體代表

3、連絡會ノ活動方針

イ 中央連絡會

實行計劃

A 共同炊事開設指導書ノ作成配布

B 指導者ノ選定派遣

C 幹部養成講習會ノ開催等ニ對スル助成方策ノ決定

D 地方連絡會ノ活動指導

E 共同炊事ニ必要ナル資材ノ配給對策ノ樹立

F 地方代表者全國會議ノ開催

ロ 地方連絡會

實行計劃

A 郡別協議會開催

參加者 町村長、農會長、組合長

B 指導班ノ結成 郡單位

C 幹部養成講習會ノ開催 郡單位

第四節 十六年度の展望

第四章 農繁期榮養食共同炊事

- D 必需資材需給計劃ノ樹立
- E 地域ニ適應セル献立ノ作成配布
- F 設置町村ニ對スル助成計劃ノ樹立
- ハ 町村連絡會
- A 開設指導責任者ノ決定
- B 實行組合長會議ノ開催
- C 開設部落及ソノ責任者ノ決定
- D 開設期日及期間並ニ豫算ノ作成
- E 必需物資需給計劃ノ樹立

昭和十六年三月十二日

第三回全國産業組合保健協議會

二、中央農業協力會は「食糧増産」達成の爲の主要項目の一として「農繁期榮食共同炊事の全國普及」を取上げ秋期を目指して強力なる運動を展開した。中央農業協力會の目指す目標數は全國に於て約三萬ヶ所である。

道府縣目標數左の如し

道府縣名	町村數	部落數	部落農業團體數	昭和十六年度豫定數		計秋期數
				春期	秋期	
北海道	二六五	四、七七三	六、四七八	一五	二	二〇〇
青森	一六三	一、四六四	二、一三四	不明	不明	四九〇
岩手	二三五	三、〇五三	三、一〇六	不明	不明	七二〇
宮城	二〇〇	二、一五一	三、三二〇	不明	不明	五九〇
秋田	二三五	二、七九九	三、三〇六	一八〇	—	六七〇
山形	二二四	二、三〇一	三、二八六	一三七	—	六六〇
福島	四〇二	四、〇四九	五、六二〇	四〇	二〇	九九〇
茨城	三七八	四、三〇〇	四、五四一	二五〇	二五〇	八一〇
栃木	一七四	二、八一五	四、二九九	八二	八二	五〇〇
群馬	二〇一	二、五三一	四、二七〇	一九	三〇	五四〇
埼玉	三五六	三、六九〇	四、三六七	一五〇	三〇	七四〇
千葉	三二〇	三、六三一	四、一六〇	六五〇	三五〇	七五〇
東京	八九	七六八	六二七	一〇	一〇	二三〇
神奈川	一六四	一、六三八	一、一五三	四六八	三二二	五二〇

第四節 十六年度の展望

第四章 農繁期榮養生共同炊事

和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重	愛知	静岡	岐阜	長野	山梨	福井	石川	富山	新潟
二二二	一五〇	三九四	二〇六	二二二	一九一	三二五	二二八	三一	三二六	三八〇	二三五	一七一	一九七	二六一	三九八
一、四七八	一、九一七	四、二六一	一、六〇四	一、七九九	一、五八四	二、六二四	三、二二三	三、二一五	三、二二二	四、三〇八	一、三六四	一、九八一	二、二三一	二、五九八	五、二六二
二、八四二	一、三八〇	四、五七九	一、五七三	二、五五六	一、四五八	四、五〇〇	四、八四一	三、五四六	四、五七八	八、六三二	二、六四四	一、七〇五	一、二六三	二、二〇九	四、三七七
五五	四七	二〇	五〇	一四	五九	七〇	四〇	一六〇	一一〇	四五	四〇	三五	六〇	五〇	五〇
四五	五〇	二〇	一〇	五〇	七〇	不明	五	二〇〇	不明	二〇〇	二五	四〇	五〇	七〇	一〇〇
五四〇	四〇〇	九五〇	三三〇	五五〇	五二〇	九二〇	一、〇〇〇	七二〇	八三〇	一、〇六〇	六三〇	四四〇	五三〇	六七〇	一、〇八〇

第四節 十六年度の展望

鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
一七三	二七一	三七九	三八六	二〇八	一三四	一七〇	二六四	一八九	二九七	一二三	一八三	三四三	二四一	八八	一三九
一、六二八	四、七三七	六、〇五八	三、七七五	五、五二六	三、四二〇	二、八九一	二、八〇七	二、三八九	四、一五一	二、〇〇八	二、八八九	四、四六二	四、〇八八	二、八二一	四、六六〇
一、五五七	五、七〇三	七、七二一	五、七二三	四、九七三	二、九二七	三、〇四七	二、九三一	二、五〇五	七、六二一	二、三二四	二、五四六	六、四四九	五、八三八	三、三四五	六、二二三
一八〇	六〇	不明	七〇〇	六七	一五	二〇〇	二四	二二	一〇	五五	四五	三五〇	五一	一五〇	一〇〇
二〇〇	六〇	不明	一二〇	八〇	一五	二〇〇	四〇	五〇	一〇	四五	四五	一五〇	二五	二〇	一
五一〇	六四〇	九四〇	九三〇	五五〇	四二〇	四四〇	七三〇	五六〇	五九〇	三七〇	四六〇	八〇〇	六四〇	三五〇	四四〇

第四章 農繁期栄養食共同炊事

二四八

沖繩	五四	七七八	一、三四五	—	—	二七〇
計	一一、二五五	一四一、七三二	一七六、一二八	五、二六五	三、三七六	二九、二二〇

註 昭和十六年度開設豫定数は産業組合中央會の調査による、秋期計劃数は中央農業協力會の運動目標數である。

三、全國購買販賣組合聯合會は農繁期栄養食共同炊事の全國普及と共に、その必需資材の入年困難により、折角の進展が抑制せられること無き様否資材の優先的配給によりその普及を更に促進するために關係官廳並團體と協力し種々その必需資材の計画的配給に努力して居るのである。

附 録

農繁期栄養食共同炊事の先進縣たる千葉縣衛生課に於ては昭和十六年度の出發に當つて從來の成果を綜合して發表したのである。借りてもつて参考に資したいと思ふ。

一、普及狀況

千葉縣季節共同炊事概況

年度別	實施町村數	同上參加組合數	同上參加戶數	同上參加人員數	同上延實施日數	同上延給食數
昭和十一年	五	五	八七	三五七	五〇	八、二七五

昭和十二年	四	四	六六	三九六	四〇	六、六二〇
昭和十三年	二〇	二〇	三四一	二、二五九	二、〇〇〇	一九、二三六
昭和十四年	一五一	一六三	二、九四七	二二、五四五	一四、五〇七	四七、四九八
昭和十五年	一三〇	四九八	一〇、九四七	三四、三五七	五三、三七〇	五四八、〇三八
計	三一〇	六九〇	一四、三八八	五九、九一四	七〇、七七七	六二九、六六七

二、成績概要

イ、體重ニ及ボセル成績(六三四名定測成績)

年齢別	性別	員數	共同炊事開始直前 實測平均(貫)	共同炊事終了後實 測平均(貫)	増減(貫)
學童(六―七歲)	女男	二二三	一〇、三三五	一〇、四〇八	増
成長完成期(八―二五歲)	女男	五五二	一四、八九九	一四、〇四五	減
成年(二六―六〇)	女男	二九五	一五、〇二七	一五、一三七	増
老衰期(六〇以上)	男	二〇	一四、四七七	一四、五三六	増

ク、疾病發生狀況（二八〇三人中ノ成績）

病名別	未設置前同期三ヶ年平均ノ發生狀況		共同炊事實施後ノ發生狀況	
	員數	發生率(%)	員數	發生率(%)
胃腸病患者	六六	三・六五	四	〇・二二
脚氣病患者	一六	〇・八九	三	〇・一七
夜盲症患者	三五	一・九四	〇	〇・〇〇
其ノ他ノ患者	四	〇・二二	二	〇・一一
計	一二一	六・七一	九	〇・五〇

ハ、食費ニ及ボセル成績

一日一人當リ	年度別	家庭炊事同期平均(錢)	共同炊事(錢)	節約(錢)	減額率(%)
昭十五年	五四・〇〇	四一・〇〇	一三・〇〇	二四	

註 饗應費ヲ除ク

一日一戸當リ	年度別	家庭炊事同期平均(錢)	共同炊事(錢)	節約(錢)	減額率(%)
昭十五年	二・七二	二・〇五	〇・六七	六八	
昭十四年	五七・九六五・〇四	四二・七五二・二三	一五、二二・九一		
昭十五年	三一八、六〇一・四九二	四〇、一二二・四五	七八、四七九・〇四		

ニ、饗應費ニ及ボセル成績（臨時雇傭人ニ對スル饗應）

一日一戸當リ	年度別	家庭炊事同期平均(錢)	共同炊事(錢)	節約(錢)	減額率(%)
昭十五年	一・六二	〇・五二	一・一〇	六八	
昭十四年	二四、一三五・九三	三、四一八・五二	二〇、七二七・四一		
昭十五年	一八九、七一・五一	六〇、八六五・三二	二八、八四六・一九		

ホ、燃料費ニ及ボセル成績

第四節 十六年度の展望

年度別	一月一戸當リ		共同炊事(錢)	節約(錢)	減額率(%)
	昭和十四年	昭和十五年			
均家庭炊事同期平均(錢)	九・五〇	三・五〇	一・八四	七・六六	八一
昭和十四年	二・七〇	四・九五	一・二〇	二・三三	六六
昭和十五年	四・〇五	三・三九	四七一・五二	二、二三三・四三	
總額	四、〇五〇・三九	一、四二三・一一	一、四二三・一一	二、六二七・二八	

へ、炊事餘剩勞力ニ及ボセル成績

年度別	一月一戸當リ		共同炊事(人)	節約(人)	減少率(%)
	昭和十四年	昭和十五年			
均家庭炊事同期平均(人)	二・二二	一・九	一・二二	一・〇	四五
昭和十四年	五七、七六一	三一、五三三	〇・四	二六、二三八	七九
昭和十五年	二二二、二二四	四七、〇七二	四七、〇七二	一七五、一五二	
總(週員數)計	二二二、二二四	四七、〇七二	四七、〇七二	一七五、一五二	

右金額換算

昭和十四年	四七、二一〇・四圓
昭和十五年	二一五、二七・三六圓

註 金額換算ハ女子日當一圓八十錢ニ依ル

ト 節米ニ及ボセル成績

年度別	一日一人當リ		共同炊事	節約	減少率(%)
	昭和十四年	昭和十五年			
家庭炊事同期平均	六・一二合	六・四〇合	五・四五合	〇・六七合	一〇・九
昭和十四年	一・八三升	一・九二升	一・六四升	〇・一七升	一七・二
昭和十五年	四八五・六七石	四三〇・二六石	一、八六〇・九九石	三五五・四一石	
總計	二、二四四・二三石	一、八六〇・九九石	一、八六〇・九九石	三八三・一四石	

第五章 農繁期保育所

第一節 農繁期保育所の現況

農村における勞力不足対策として、農繁期保育所が實際に活用されるやうになつたのはたしかに事變以來のことである。季節保育所開設数は昭和四年に一、一四四のものが、昭和八年には四、八八二となり、昭和十二年には一一、三六三と激増し昭和十五年には二二、七五八を更に倍増してゐる。

最近の開設状況をみると次表の如く施設數二二、七五八にして保育兒數は一、二八八、九六〇人となり一施設當り平均保育兒數は五六・六である。

支那事變後に於ける季節保育所開設數

年次	春		秋		合		一施設平均 保育兒數
	施設數	保育兒數	施設數	保育兒數	施設數	保育兒數	
昭和一二年	九、三五五	五〇三、五〇一	二、〇四八	九三、三五四	一一、三六三	五九五、八五五	五二・四
昭和一三年	一三、〇九二	四一七、五〇九	三、四三九	一六〇、三三六	一六、五三六	八七一、七四三	五二・七
昭和一四年	一六、二六三	八七一、八四三	四、五二〇	二二六、二二六	二〇、七六二	一、二二九、一〇三	五三・三
昭和一五年	一七、七〇〇	一、〇一〇、三三八	五、〇五八	二七六、六三三	三三、七五八	一、二八八、九六〇	五三・六

最少 高知(七四)

東京(一一〇)

大阪(一五五)

沖繩(一七五)

最多 兵庫(一、四四七)

愛知(一、一六六)

長野(一、一三〇)

平均 四八四

農繁期保育所は、かやうに量的にも著しく發達したが、その内容も亦漸次改善されつゝある。たゞ農繁期に手足纏ひになる乳幼兒を預つて守をするといふだけでなく、育兒と保健の改善のためにも効果を期待してゐるのである。即ち乳幼兒に對する教育的な役割と、母親及び家庭に對する教育的な役割とを持つてゐる。しかしこうした社會教育的な機能と共に農村の勞力不足対策として婦人の家事労働の軽減といふ面の役割をも考慮しなければ農繁期保育所の實際的の要求は滿されないの

である。

厚生省社会局の優良季節保育所に關する資料（昭和十五年）に據つて、その規模の大體を窺へば次のとおりである。

(1) 優良季節保育所の規模、一施設當り、

	府縣最高	府縣最低	全國平均
出席人員	二、四二三人	四六・七人	八七・一人
開設日數	六三・七日	九・四日	二二・四日
經費	三八七・〇六圓	五七・七七圓	一一九・六六圓
(一人當り)	(二二・一)セン	(三・〇)セン	(六・一)セン
保育者數	五二・六人	二・七人	九・九人

これは優良季節保育所の平均であるから比較的に大きいのであるが、全部の季節保育所の平均をみると、保育兒數は一ヶ所平均五六・五人となつてゐる。

(2) 開設日數

期間別	實數	割合(%)
七一―三日	二六七	一七・六七

開設日數二〇日以下のものが六五%を占めてゐる。一ヶ月未滿のものとするは實に八五%を占めることになる。

(3) 經營主體

主體別	實數	割合(%)
公營	一〇四	一一・三四
宗教關係	二五二	二七・四八
婦人團體	二四一	二六・二八
社會事業	一二七	一三・八五
私營學校	一一〇	一二・〇〇
計	一、五一	一〇〇・〇

第一節 農繁期保育所の現況

個人	三四	三・七〇
産業團體	二九	三・一六
其他	二〇	二・一四
計	九一七	一〇〇・〇

経営主體別にみると、町村や各種團體でやつてゐるものが多く個人経営のものもある。宗教関係と婦人團體が最も多く、社會事業がこれに次いで多い。この三種を合計すると六七％に達する。産業團體とあるのが三・一六％であるが、これは多くは農事實行組合が主體となつてゐるものである。

(4) 開設の場所としては、寺院境内、學校構内、公會堂クラブ等が最も多くこの三者の合計が六五％に達する。農村では部落が點在してゐるために、大體部落單位に開設されることが多い。

(5) 季節保育所の従事者は、大體保母、小學校女教員、婦人團體幹部等の婦人を中心としてこれに婦人團體會員、女子青年等が参加して奉仕的に保育にあたつてゐるものが多い。近年は女學生の勤勞奉仕が相當廣汎に行はれるやうになつて來た。

専門的な保母を多數に得ることは、實際問題としては不可能のことであるから、村内の婦人團體幹部とか餘裕のある人とか、小學校教員の積極的参加が希望されてゐる。これらの人々も農閑期に

準備的に保育所に關する教育を受けておくことが望ましい。保育所には最低一、二名の經驗者を必要とする。これらの經驗者を中心に女學生等の勤勞奉仕を有意義に計畫的に働らせることが肝要である。大日本青少年團ではこの點を具體的に計畫してゐる。

第二節 農繁期保育所の今後の問題

勞力不足對策として充分に役に立つてゐるか否かを反省してみなくてはならない。第一に實際に農家の希望としては最も手のかゝる乳幼兒を託けられるやうな託兒所を望んでゐるのだが、三歳未満の乳幼兒を保育するところは全部の五、五％(昭和十三年厚生省調)しかないのである。乳兒を預るのには専門的な經驗を要するので普及し難い點もあるが、乳兒の食餌一切を世話するといふやうな複雑なことはせず、單に赤ん坊を子守してやる場所位に考へて、授乳の時間には母親の下に連れて行つてやるやうな程度の極く簡単な託兒所を先づ行つてみることに實際的な要求かも知れない。従つてその名稱も保育所とはいはず、託兒所といった方が適當してゐると思はれるのである。當面の直接的な要求から解決してゆくことが、よい具體的な方策でもある。

そのためにはまた、農事實行組合が自らの問題として保育所を設置するやうになるであらう、さ

うなると、保育所と共同作業や共同炊事との關聯もまた生れて來るであらう。託兒に對する辨當供給も共同炊事によつて行へるやうになれば理想的であらう。

産業組合が季節保育所を援助し指導せんとするの、かゝる見地からである。

(本項は、社會事業研究所々員浦邊史氏に負ふところ多大である、併せ記して感謝のしるしとする)

昭和十五年度季節保育所開設數調

廳府縣	春季		秋季		其他		計	
	經營主體	開設場所(實數)	經營主體	開設場所(實數)	經營主體	開設場所(實數)	經營主體	開設場所(實數)
北海道	一三六	二四九	九六	一五六	—	—	二三二	四〇四
青森	一〇〇	二七六	四	六	—	—	一〇四	二八二
岩手	一七四	三三四	三三	四五	—	—	二〇六	三六九
宮城	三四五	五〇一	二九	三五	—	—	三七四	五三六
秋田	二五六	三五五	一一	一二	—	—	二六八	三九七
山形	一八九	四六七	九七	二二七	—	—	二六六	六八四
福島	三九一	六二四	二七	三五	—	—	四一八	六五九
計	—	—	—	—	—	—	—	—

廳府縣	春季		秋季		其他		計	
	經營主體	開設場所(實數)	經營主體	開設場所(實數)	經營主體	開設場所(實數)	經營主體	開設場所(實數)
茨城	一三七	二六五	八	一一	—	—	一四五	二七六
栃木	一五〇	三六三	二	五	—	—	一五二	二六七
群馬	一六二	三三三	二六	六一	—	—	一八九	三九四
埼玉	三〇三	四七三	一一	一五	—	—	三一五	四八七
千葉	四〇七	五二六	七	七	—	—	四一八	五三七
東京	四九	一〇三	四	七	—	—	五三	一一〇
神奈川	二一八	二二〇	七六	一三〇	—	—	一九四	四三〇
新潟	一七六	二六〇	一六三	二一一	—	—	三三九	四八一
富山	二四九	二七三	三三七	四三三	—	—	六三六	七〇五
石川	二二一	二二〇	一三三	二二七	—	—	二四四	四二七
福井	一〇七	一四三	八九	一一〇	—	—	一九六	二五三
山梨	二二七	一四七	二六	四〇	—	—	一五三	一八七
長野	二七四	五七〇	一三〇	三三〇	—	—	五三九	一、一三〇
岐阜	四一五	四一五	二九	二九	—	—	四四四	四四四
静岡	一八一	四一六	五	六	—	—	一八七	四二三
計	—	—	—	—	—	—	—	—

第二節 農繁期保育所の今後の問題

香川	徳島	山口	廣島	岡山	島根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重	愛知
一四	七三	四〇二	四九三	一九七	二〇一	一五	九二	一三七	七九〇	八六	三五	二〇四	二六六	三九一
二一〇	七三	七四三	五八六	四八一	二五	一九一	二六	二〇七	一、二五一	九三	五七三	二八二	三三六	九八八
一三、三三〇	五、二二六	二六、八五六	三〇、四八九	二五、一九七	一〇、五五四	一一、七三二	五、二九二	七、八六一	五、八六一	四、五九八	二六、四一六	一〇、〇七三	一五、七三四	五八、三七八
九	六七	二〇	一一	一	九二	三〇	二六	一六〇	一三五	六二	六七	一四六	一六五	六九
一一	六七	三九	三五	一	一〇二	三三	三七	二七〇	一九六	六三	一七四	三二一	二二	一七八
六七〇	五、八四五	二、三〇二	一、八三〇	一	四、三六七	二、二一一	一、三六九	九、六〇〇	八、三四八	三、一四二	六、三二一	九、〇九七	九、七八〇	八、〇九六
一	一	一	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九	一
一	一	一	二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九	一
一	一	一	一、〇三五	一	一	三〇	一	一	一	一	一	一	七一〇	一
一五三	一四〇	四三二	五二二	一九七	二九三	一八四	二八	二九七	九三五	一四七	三〇二	三五〇	四四〇	四六〇
二五一	一四〇	七八二	六四一	四八一	三五三	二二五	一六三	四七七	一、四四七	一五五	七四六	五〇三	五五八	一、一六六
一三、九九〇	一、〇八一	二九、一五八	三三、三五四	二五、一九七	一四、九二二	一三、八八一	六、六六一	一七、四六一	六〇、二〇九	七、七四〇	三三、七三七	一九、一七〇	二六、二三四	六六、四七四

計	沖繩	鹿児島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛
九、九五七、七〇〇	三九	四六三	一三三	二〇三	一九〇	一〇五	一八	一八二	一五	一六八
一、〇一〇、三二八	四四	五七九	四五四	三九六	三六七	一九四	五九四	三七三	一〇	七五〇
二、八六〇、四、五四〇	二、七五四	三〇、九七六	一九、四七一	一六、六二四	一七、五六四	七、一九〇	一九、四八〇	一八、三七五	九七〇	三、一〇八
二四三、三七六	一六	三五	一	五六	一六八	一一	七	八	一一	一〇三
三三三	二〇	四〇	一	一六三	二八三	一五	三八	八	一四	二二二
五八	一、三一八	二、三三〇	一	八、三〇七	一四、四九三	一、〇三〇	一、二〇七	三六四	六二五	一〇、六二七
三五、二五六	一九	一	一	三三	一	一	六	一	三六	一
一三、一五七	一一	一	一	五四	一	一	三六	一	四〇	一
一、二八八、九六〇	六、九八七	一	一	二、八四六	一、二九六	一	一、二九六	一	一、八四〇	一
一、二八八、九六〇	一六四	四九八	一四三	三五九	三九一	一六	三二	一九〇	六三	二七一
一、二八八、九六〇	一七五	六一九	四五四	五五九	七〇四	二〇九	六六〇	三八一	七四	九六二
一、二八八、九六〇	一一、〇五九	三三、二九六	一九、四七一	二四、九二二	三四、九〇三	八、二三〇	二二、九八三	一八、七三九	三、四三三	四一、七三五

第六章 保健資材

第一節 産業組合による保健資材配給の意義

事變の進展に伴ひ、農村労働力の逼迫は甚だしく、特に中堅青壯年層の軍事並びに軍需産業への動員は、残された老幼婦女子の負擔を益々大ならしめ、加ふるに食糧増産の至上命令は、平時に於てさへ其の農繁期の労働強化に於てみられた罹病率、死産、乳兒死亡等の増加を、勢ひ助長しつつある状態である。

しかも其の劣悪な生活状態は、農村生産手段の所有關係によつて規定され、労働強化による過勞を些も軽減することなく、この結果、農民の體位は著しく低下し、このまゝに推移すれば、將來に於て恐るべき事態が招來されるに至るであらう。

産業組合は、この事態に直面し、その全機能を擧げて、農村のもつその社會的經濟的環境の改善

につとめると共に、その直接的なる施設として、體位向上施設、豫防施設、母性及兒童保護施設等、農村厚生の各具體的目標にむかつて邁進しつゝあるのである。

即ち、組合病院及診療所の擴充並びに新設、國民健康保險事業の代行、保健積立金及貯金の開設、託兒所設置の普及、共同炊事の實施、學校給食の普及、保健婦の設置、衣服及住宅の改善、或は動物性蛋白質の補給、特に蠶國民食運動の展開等によつて、新しい農村生活の確立を目指し、農民をしてその生活を愛せしめ、安んじて食糧増産に邁進せしめよう努力しつゝあるのである。然しこの保健運動の展開に應じてその必需資材を如何に適正に配給するかの問題は、事變の深刻化による各資材の逼迫によつて、非常な重要性を帯び來るに至つたのである。

而も、産業組合による保健資材配給の意義は、些も減することなく、國內體制の強化による國民生活必需資材の配給組織の整備に伴ひ、益々その合理性を發揮するに至つてゐるのである。

即ち、産業組合未設置町村、未加入農家の解消運動を實行して、着々その成果を得、名實ともに健全な國民的配給組織を果しつゝある産業組合によつてのみ、自ら消費の規整を圖り、消費生活の計畫化に進み、延いては資材配給調整の基幹をうちたて、必需資材の需給調整の上に立つ計畫生産にまで進みうるのである。

購買組合員↓購買組合↓道府縣購買販賣組合聯合會（道府縣購販聯）↓全國購買販賣組合聯合會（全購販聯）、或は利用組合員↓醫療利用組合、（若しくは醫療利用組合聯合會）↓全購販聯の系列による、保健資材に對する消費者の自主的配給要求の流れは、全購販聯↓道府縣購販聯↓購買組合↓購買組合員、或は全購販聯↓醫利組合、（若しくは醫利聯）↓利用組合員即ち被治療者へと應じ、或は道府縣購販聯と購買組合との中間に、十一五組合を以て一配給經濟地區を設立し、以てその配給機構自體の公益性と、消費者自身の消費規整と兩々相俟つて、物資の偏在防止、低物價政策の遂行てふ戰時經濟行爲の運営をなしつゝあるのである。

而も、他方における營利的配給組織の依然たる存在は、勢ひ資材の偏重、供給の不圓滑を來し、資材逼迫の深化につれて、いよゝゝその傾向は助長されるに至り、我々はその成行きに異常なる關心を拂ひつゝあるが、以下の敘述を通じて、保健資材たる醫療資材、保健衛生資材、營養食料品についで、詳細にその配給經過及びそれに順應せる方針について検討するであらう。

第二節 醫療資材

現在、産業組合による病院診療所數、實に二百有餘に及び、農村人的資源の確保に異常なる努力

を拂ひつゝあり、昭和十五年度の利用患者延人員は八百萬に及ぶ状態であるが、なほ十分その大任を完うし得ず、加ふるに最近に於ける國內體制の強化は、醫療藥品並びに各種資材の配給統制、或は生産制限に及び、現状を以てしては其の最低必需量を充たし得ない状態である。

現時に際し、一般不急民需品の使用抑制又は禁止の措置あるは至當のことなりと雖も、農村保健必需資材の供給にして萬一その最低必要量に達せず、又配給機構の不合理等により現實に必要な部面に適正なる配給の行はれざる場合には、まことに由々しき事態を惹起するに至るであらう。

全購販聯はその使命に鑑み、系統機關による一元配給による必要資材の適正且つ圓滑化を目指し不變の努力を拂ひつゝあつたが、昭和十五年九月十一日及び同年十月十四日、厚生省衛生局長より道府縣長官宛（東京府知事を除く）に發せられた「衛生材料配給統制實施ニ關スル件」及び「統制醫藥品大口其ノ他ノ需要者ニ關スル件」なる通牒により、統制醫藥品及び衛生材料に關しては、全國組合病院の地元業者よりの購入は不能となり、系統機關による一元配給に規整されるに至つたのである。

然し此の統制は法的統制ではなく、爲に、東、西中央配給統制組合より割當される大口需要者としての數量も、中央組合員に對する從來までの全購販聯購入実績が相當參酌され、その結果、全國

組合病院の全必要數量を到底みたし得ず、一方地元業者には、過去に於て組合病院に販賣せる實績を參酌せる數量の割合を行つた結果、その不足は益々助長されるに至つたのである。
これを昨年度に於ける一ヶ月消費實績とその割當數量の對比表にみれば、(調査病院及診療所數百三十五)凡そ次表の如くである。

胃腸に

トモサン

今までもちがひ、胃腸病のキズやタダレを治療し、毒素、細菌を消滅して胃腸の自活力を活潑にするのが特長ですから、急性の下痢、腹痛は勿論、長年の慢性胃腸病も病源的に回復が早く、各方面でさかんに賞用されてゐます。



七〇錢・一円五〇・薬店にあり

T.220

東京市日本橋區本三丁目三 中村瀧新藥株式會社

代表 一五八番
一五八番
一五八番
一五八番
電話 本橋(24)

工場 蒲田區 矢口町七八八 蒲田製藥所
王子區 神谷町王子電車停留場前 持田工場
鶴見市 鶴見町一一〇八 鶴見工場

出張所 大阪市東區伏見町二丁目伏見ビル内
中村瀧商店 大阪駐在所

朝鮮 京城府 黄金町二丁目
鹽野義商店 京城出張所内

統制藥醫品消費實績及割當數量對比表

單位……………瓶
但シ錠及ピ丸ハ千錠又ハ千丸トス

品名	一ヶ月必需量	十二月割當量	一月割當量	二月割當量	三月割當量
アガリチン	0.10	—	—	—	—
アスピリン	50.20	53.00	30.00	33.00	42.00
アスピリン錠	9.03	—	—	—	—
アミノ安息香酸エチル	4.63	1.30	6.10	1.00	1.80
アミノピリン	57.05	65.00	75.00	20.00	40.00
アミノピリン錠	1.38	—	—	—	—
安息香酸ソーダカフェイン	24.99	2.00	27.00	10.00	10.00
アンチピリン	6.63	3.50	4.00	3.00	5.25
アンチピリン醫	0.09	—	—	—	—
エチル炭酸キニーネ	8.56	1.20	5.50	1.00	3.00
鹽酸エチルモルヒネ	0.41	—	—	—	0.05
鹽酸エフェドリン	1.75	0.025	0.30	—	0.25
鹽酸キニーネ	5.83	3.50	5.00	2.00	5.00
鹽酸キニーネ丸	3.13	—	—	—	—
鹽酸キニーネ錠	1.05	—	—	—	—
鹽酸パバベリン	0.66	—	0.01	—	—
鹽酸プロカイン	4.40	7.20	7.00	2.00	2.00
鹽酸モルヒネ	0.68	0.05	0.10	—	0.30
黄色ワセリン	26.24	38.00	35.00	15.00	33.50

各種瓶類
全自動機械製瓶
印投藥瓶
理化學醫療用
玻璃器一般

松橋場屋商店

東京市日本橋區本町三丁目六番地

電話 茅場町(66)五三〇〇番
振替口座 東京 一六六、四六九番

品名	一ヶ月必需量	十二月割當量	一月割當量	二月割當量	三月割當量
消毒用昇汞	14.08	5.00	1.00	—	14.00
水銀軟膏	14.94	3.00	1.00	—	14.00
炭酸グアヤコール	21.80	5.00	14.50	10.00	7.00
炭酸グアヤコール丸	1.07	—	—	—	—
タンナルピン	27.39	3.00	25.00	5.00	11.00
タンニン酸フェナゾリン	2.44	—	—	—	—
局方ジアスターゼ	185.28	70.00	80.00	30.00	140.00
強力ジアスターゼ	—	5.00	—	—	—
ヂウレチン	26.98	2.10	15.00	5.00	1.00
テオフィロール	2.14	—	—	—	—
デルマトール	20.70	5.00	7.00	3.00	10.00
乳酸石灰	63.79	25.00	30.00	10.00	20.00
乳糖	79.07	83.00	60.00	30.00	60.00
白色ワセリン	97.69	30.00	80.00	20.00	54.00
バルピタール	11.36	6.00	15.00	5.00	7.00
ヒマシ油	86.60	5.00	20.00	54.00	—
フェナセチン	36.89	23.00	25.00	10.00	20.00
フェノバルピタール	1.64	—	—	—	0.55
プロテイン銀	6.31	1.05	2.00	0.50	1.00
ブロムヂエチルアセチル尿素	3.17	8.00	—	—	0.70
ブロムヂエチルアセチル尿素錠	0.60	—	—	—	—

品名	一ヶ月必需量	十一月割當量	一月割當量	二月割當量	三月割當量
甘汞	2.18	—	—	—	1.00
甘汞錠	0.06	—	—	—	—
含糖ペプシン	98.97	70.00	45.00	20.00	48.00
キノホルム	1.54	—	0.20	—	0.05
苦味チンキ	231.72	160.00	200.00	100.00	240.00
グリヤリン	333.23	40.00	130.00	—	198.00
コンヅランゴ流動エキス	308.34	40.00	30.00	30.00	90.00
醋酸鉛	44.60	—	—	—	2.00
サリチル酸ソーダ	68.32	27.00	18.00	10.00	30.00
サリチル酸ソーダ錠	2.37	—	—	—	—
サリチル酸フェニール	29.11	23.50	25.00	3.00	10.00
サントニン	1.79	0.12	0.80	0.30	0.675
サントニン錠	8.43	—	—	—	—
重炭酸ソーダ	851.14	379.00	550.00	200.00	375.00
次醋酸鉛液	5.38	3.00	10.00	—	—
次サリチル酸蒼鉛	2.10	3.00	8.00	5.00	3.00
次硝酸蒼鉛	60.41	25.00	35.00	20.00	20.00
次硝酸蒼鉛錠	1.49	—	—	—	—
昇汞	16.36	—	—	—	—
昇汞錠	8.55	—	—	—	1.60
硝酸銀	2.83	0.60	1.30	0.50	1.50

品名	昭和十六年度使用見込數量	品名	昭和十六年度使用見込數量
アガリチン	3,402	含糖ペブシン	1,836,080
アスピリン	780,141	キノホルム	33,830
アスピリン錠	28,150	苦味チンキ	3,607,456
アミノ安息香酸エチル	139,980	グリセリン	5,422,063
アミノピリン	939,167	コングラソゴ流動エキス	3,446,179
アミノピリン錠	65,380	醋酸鉛	772,029
安息香酸ソーダカフェイン	455,125	サリチル酸ソーダ	1,157,996
アンチピリン	159,555	サリチル酸ソーダ錠	144,450
アンチピリン錠	6,700	サリチル酸フェニール	505,744
エチル炭酸キニーネ	165,497	サントニン	33,469
鹽酸エチルモルヒネ	8,576	サントニン錠	90,360
鹽酸エフェドリン	37,537	重炭酸ソーダ	22,068,800
鹽酸キニーネ	95,276	次醋酸鉛液	144,750
鹽酸キニーネ丸	53,025	次サリチル酸蒼鉛	72,850
鹽酸キニーネ錠	17,750	次硝酸蒼鉛	894,589
鹽酸パバベリン	18,165	次硝酸蒼鉛錠	31,050
鹽酸プロカイン	58,076	昇汞	278,626
鹽酸モルヒネ	11,919	昇汞錠	204,360
黄色ワセリン	799,451	硝酸銀	29,300
甘汞	32,731	消毒用昇汞	296,205
甘汞錠	1,180	水銀軟膏	237,390

品名	一ヶ月必需量	十二月割當量	一月割當量	二月割當量	三月割當量
ブロムワレリル尿素	64.32	2.00	18.00	5.00	8.00
ブロムワレリル尿素錠	2.43	—	—	—	—
晶硼酸	287.78	150.00	150.00	—	100.00
鱗片状硼酸		—	—	—	—
硼酸末	—	50.00	50.00	50.00	—
ホルマリン	246.48	50.00	90.00	20.00	30.00
重質マグネシヤ	159.72	35.00	35.00	10.00	27.00
輕質マグネシヤ		15.00	20.00	—	37.00
ミグレニン	23.08	1.05	13.00	3.00	6.00
ミグレニン錠	1.51	—	—	—	—
溶性フェノバルビタール	1.02	0.025	0.10	—	—
ヨードカリ	18.28	2.50	13.00	4.00	4.00
ヨードカリ錠	4.81	—	—	—	—
磷酸コデイン	4.78	3.70	4.50	3.50	3.50

の如くであるが、而も現下の情勢は、農村醫療機關の必要性をいよく促進しつつあり政府の厚生政策に即應して既設の産組綜合病院による國民健康保險代行の組合も已に半數を數へ無醫村地域に對する組合病院及診療所數も亦増設の傾向をたどり、昭和十六年中には其數三百に及ぶ情勢にあるが昭和十六年統制醫藥品使用見込數量に於ても、(調査病院及診療所數百七十六)

品名	昭和十六年度使用見込数量	品名	昭和十六年度使用見込数量
炭酸グアヤコール	590,001	プロテイン銀	62,404
炭酸グアヤコール丸	74,325	ブロムヂエチルアセチル尿素	65,155
タンナルピン	699,045	ブロムヂエチルアセチル尿素錠	12,714
タンニン酸フェナゾリン	40,125	ブロムワレリル尿素	738,290
デアスターゼ	2,804,152	ブロムワレリル尿素錠	44,900
ヂウレチン	491,899	硼酸	4,978,203
テオフィロール	34,225	ホルマリン	2,203,650
デルマトール	282,253	マグネシヤ	1,379,350
乳酸石灰	1,118,120	ミグレニン	487,180
乳糖	1,190,400	ミグレニン錠	29,550
白色ワセリン	1,660,500	溶性フェノバルビタール	24,975
バルビタール	217,670	ヨードカリ	468,214
ヒマシ油	1,265,553	ヨードカリ錠	183,550
フェナセチン	631,795	磷酸コデイン	100,594
フェノバルビタール	45,350		

(単位二瓦)

の如き上昇をみつゝあるのである。まことに農村厚生の実質的要請は瞬時もその遅滞を許さざるものがあるが、厚生省當局は、我々のこの使命に深き理解を示され、昭和十六年五月七日發省令「醫藥品及衛生材料生産配給統制規則」に於ても、従前どほり大口需要者として全購販聯への割當配給を認められるとこ

るとなり、その割當數量も漸次必需量に及ぶといふ積極的厚意をうけつゝあるのである。

次に、その配給の方針について一言すれば、昭和十五年十二月十九日、全國産業組合病院藥劑長代表者懇談會は、統制醫療資材問題を中心にして配給割當基準、各地の情勢等につき協議を行ひ、醫療用品はその特殊性よりして取扱品目が非常に多く五百餘種を數へ、殊に新藥新製劑の如きは、同一製劑のものも病院により使用する藥品が夫々異なるため、各醫組の購入希望通りに斡旋をなす場合は、必需資材の確保にその全力を傾注し得ず、ために一應一定限度内の取扱品目を整備して、重要資材の確保並に配給の圓滑化を期することとなり、その整備要項として、

- 一、主要資材たること
 - 二、全國的統制を絶対必要とするもの
 - 三、重要資材確保上購入を必要とするもの
- なる三原則を定め、それにより取扱品目を左の如く整備したのである。

一、醫藥品

(一) 統制醫藥品

七一品目

(二) 統制外局方醫藥品

八三品目

第二節 醫療資材

- (三) 注射薬製剤用原料薬品
- (四) レントゲン寫真用薬品
- (五) 新薬新製劑

計

- 一〇品目
- 七品目
- 一三〇品目(一品中ニ未液注ヲ含ム)
- 三〇一品目

二、衛生材料及醫療用器具

- (一) 統制衛生材料
- (二) 統制外衛生材料
- (三) 醫療用器具
- (四) 其他

計

- 六品目
- 六品目
- 三品目
- 五品目
- 二〇品目

三、投薬材料

八品目

總計

三二九品目

而して、今後統制品目は益々擴大される傾向にあり、一方組合病院の擴充、新設等現下の農村保健運動の進展は、資材配給擔當部門としての全購販聯の方途も速やかなる確立が要望され

一、必需數量の確保

二、醫療組合の積極的指導統制

三、物資配給の迅速

四、醫療資材適正消費の計畫化

以上の四項を目標として、その圓滑且つ適正なる配給を期しつゝあるのである。

然し、今後に於て、世界戦争の擴大は、輸入原料の極度の逼迫を豫想させるものであるが、これらの情勢に對應して、良くその使命に邁進し得るためには、國內自給の方針がたてられねばならぬ。

我々は、その原料資材及代用原料の國內自給は勿論、藥草栽培から進んで自己生産にまで及び、以てその遺漏なからんことを期しつゝあるのである。

第三節 保健衛生資材

イ、家庭薬

農村厚生に對する一般認識の向上と共に、その醫療機關もいよゝく充實をみつゝあるが、未だに

行商賣藥購入調査表（昭和十二年全購聯調査）

縣名	調査組合 數及戸數	購入金額 (單位圓)	一組合員 當り推定 金額	全經濟用 品一組合 員當り購 入金額	B A	
			A 圓	B 圓		
關東地方全縣	長野	3 組合 630 戸	1,869.06	2.96	299.62	0.99
	栃木	7 組合 2,426 戸	7,788.05	3.21	196.99	1.63
	千葉	6 組合 1,652 戸	4,764.70	2.86	182.85	1.56
	茨城	10 組合 1,401 戸	3,426.03	2.44	258.81	0.94
	埼玉	4 組合 2,021 戸	4,893.93	2.42	196.99	1.23
	群馬	14 組合 6,255 戸	11,868.21	1.86	182.85	1.02
	静岡	13 組合 4,506 戸	13,493.83	2.99	258.81	1.16
東北六縣	10 組合 1,284 戸	5,816.86	4.53	213.97	2.12	
愛知岐重 三三縣	5 組合 520 戸	5,603.33	3.09	228.23	1.35	
中國四國 畿全縣	14 組合 4,845 戸	13,594.16	2.81	228.15	1.23	
九州全縣	3 組合 1,463 戸	2,681.58	1.83	147.66	1.24	

三千餘の無醫村が存在し其の人口は八百萬に及ぶ状態にあり、而も一旦罹病すれば貧困のため治療をうけ得ざるもの非常に多く、彼等は病苦を忍べるだけ忍んで農耕に立ち働きそのまゝに

死にゆくべきを運命にし、醫者は死亡診断書を書くときのみ必要とする有様であるが、その結果、勢ひ加持祈禱、或は灸鍼その他による治療が農民の無智に乗じてはばかり、益々その肉體をおびやかすつゝある状態である。

この間にあつて、富山、大和等の配置賣藥、所謂「置き藥」は、「飲んだ藥は定價の半分位で勘定を受取り藥の入替へをし、子供には繪双六のやうなものを呉れゆく」といふところから、惠まれざる農村の嗜好に投じ、その農家一戸當り年消費額三圓から、多くは四圓五十錢にも上る状態にて農村保健上にも、或は經濟上にも相當の重要性を持ち來つてゐるのである。

斯くの多く、賣藥が農民の最も身近に感ずるところのものであり、それに多大の不滿を感じつゝも止むなく自分の健康をゆだねつゝある現状にかんがみ、我々は家庭常備藥としての「組合家庭藥」の配給を以てその地盤の上に一層廣汎な保健運動を志しつゝあるのである。

その間 從來の配置賣藥業者から猛烈なる反産運動を蒙りながらも、常に變らざる努力をなし、(一)處方の優秀なること、(二)藥品の純良にして永久性を有すること、(三)廉價なることを目標として、配給機構の合理化に應じて、その擴大を計りつゝあるのである。最近七ヶ年に於ける家庭藥配給進度表によれば左表

昭八年	11,763.99
昭和九年	450,080.34
昭和十年	1,677,742.00
昭和十一年	1,371,283.81
昭和十二年	1,783,168.80
昭和十三年	1,932,829.44
昭和十四年	2,155,678.63

の状態にて、漸次その配給數量を増し昭和十五年度は三百萬圓に及ぶ情勢にて、今日に於ては農民の家庭醫として絶對不可缺の存在となりつゝあるのである。然るに最近に於ける

資材逼迫の情況は家庭藥原料資材にも及び、家庭藥中、目藥、メンソールクリーム、胃散、胃腸錠、驅虫錠、大人せき藥、小兒救命丸、外傷藥、皮膚膏、吸ひ出し膏、あかぎれ膏、ふり出し藥、下劑、頭痛錠、小兒せき藥、共榮丸、赤煉藥、痔疾軟膏、痔疾座藥、あんま膏、コーボン錠、赤チンキ、まくり湯、あせも打粉等に使用される統制醫藥品十七品目は大口需要として醫藥品中央配給統制組合より割當配給を受けつゝあるが、就中アミノ安息香酸エチル、タンナルビン、デルマトール、フェナセチン、プロムワレルル尿素、燐酸コデイン、サントニン等は數量極めて尠く、其他の品目も従來の實績に對し非常な不足を示してゐる状態である。又統制醫藥品以外の原料藥品、包装材料もかなりの逼迫を示して居り、組合家庭藥の製造は非常な困難を招來してゐるのであるが、我々は家庭藥の農村保健に於ける重大使命に鑑み、厚生當局に對して統制醫藥品の充分なる割當配給を要請する

と共に、あらゆる方法を講じて資材の獲得に努力する覺悟であり、既に昭和十六年度に於ては五百萬圓の製造計畫を樹立、醫療施設に恵まれざる農村家庭へのよき家庭醫として積極的配給をする事となつてゐる。

我々の配給方法は、組合職員、婦人會員、購買委員等の手に依り各村へ全戸配給をなし、其後は組合専任配給職員による定期的月一回の巡回補充を奨勵し、一方専任職員に家庭藥の實地配給に當つて必要な種々の基礎知識を與へるために、一縣を五、六ヶ所に分ち、地域的に此等の職員を集めて、全購販聯或は縣購販聯より藥劑師が出張、家庭藥講習會を開催し以て配給専任者の専門知識向上に資しつゝあるのである。

ロ、榮養劑

由來我國に於ては胃腸病、結核、脚氣等の病氣が非常に多く三大國民病と唱へられてゐる。又最近はこの國民病に加へて壯丁の體位低下や虛弱兒童、乳幼兒の死亡率増加等と悲しむべき現象が目立つて來たのは超非常時下の我國にとり眞に國を擧げての憂ひである。茲に於て我々産業組合に於ては之等疾病の豫防又は治療を目的として榮養劑「エデック」及び「ホルビット」を創製、積極的配給をなしつゝあるのである。

「エデック」は乳化された高單位の濃厚肝油（五萬國際單位）を他の有效成分と共に飴狀液の中に包含せしめ、糖衣を施してビタミンの破壊を防いだもので、一粒の中にビタミンA 115,000國際單位、ビタミンD 116,000國際單位を含有し、ビタミンAD劑として權威を有し、これを市販肝油の國際單位並に價格と比較すれば、

（全購販聯調）

品名	單位	A・D・國際單位 （公表値）	單位	價格	製造所名 （又ハ發賣元名）
濃厚ヴァイタミン油 A號	一瓦中	DA 三三、四〇〇單位	一瓦	八・〇〇錢	葛原工業所藥品部
濃色ヴァイタミン油球	一粒	DA 二〇、七〇〇單位	一粒	五・〇〇	"
濃厚肝油ビオスボン	"	DA 一五、〇〇〇單位	一粒	二・〇〇	"
濃厚ビタミン肝油粒	一粒中	DA 一五、〇〇〇單位	一粒	二・一〇	"
糖衣ビオスゼリー	一粒中	DA 一五、〇〇〇單位	一粒	二・一〇	"
炭酸飽和強度肝油	一瓦中	DA 一六、〇〇〇單位	一瓦	〇・六八	東京優良品販賣會選定
活源	一粒中	DA 一六、〇〇〇單位	一粒	三・五四	水産工業株式會社

品名	單位	A・D・國際單位 （公表値）	單位	價格	製造所名 （又ハ發賣元名）
メ ガネ 肝油	一球中	DA 二、五五〇單位	一球	〇・三〇	眼鏡肝油本舖伊藤商會
ト リ カ	一粒中	DA 三、五六〇單位	一粒	一・八〇	鳥居商店
ハ リ バ	一粒中	DA 三、五六〇單位	一粒	二・二〇	田邊商店
ミ ツワ 肝油ドロップ	一粒中	DA 二、〇〇〇單位	一粒	二・四〇	丸見屋商店
エ ー デ	一粒中	DA 二、〇〇〇單位	一粒	二・三〇	わかもと本舖
エ デ ッ ク	一粒中	DA 六、〇〇〇單位	一粒	〇・七〇	全購販聯

今、岐阜縣大和村に於ける農繁期保育園兒童に對する「エデック」施用の効果をみれば、

（保育園代表者高野すゑ夫人報告）

體重増比比較表

年齢	性別	人員	施用前		施用後	
			總體重平均	總體重平均	總體重平均	總體重平均
二歳	男	一	一一・五〇	一一・八〇	一一・八〇	一一・八〇
	女	三	二七・六〇	二八・五〇	二八・五〇	二八・五〇

三歳		四歳		五歳	
女	男	女	男	女	男
一	一	四	四	五	三
一〇・五六	一〇・五六	五二・四五	五八・〇〇	七七・七〇	一七四・一〇
一〇・五六	一〇・五六	一三・一一	一四・五〇	一五・五四	一三・三九
一〇・五八	一〇・五八	五三・三三	五九・三五	七九・二〇	一七八・三七
一〇・五八	一〇・五八	一三・三三	一四・八四	一五・八四	一三・七二

の如くである

「エデック」の配給開始は昭和十四年三月であるが、僅か一年餘にして配給數量は三萬五千箱（四千粒入）に及び、十五年度配給豫定數量は八萬三千箱を突破する情勢にあるが、教育者各位の指導による小國民に對する組織的常用も着々と進捗し

縣名	給食學校數	縣名	給食學校數	縣名	給食學校數
小樽	二〇	東京	〇	京都	一〇
秋田	三〇	山形	四〇	福島	二〇
岩手	三〇	新潟	一〇〇	徳島	〇
宮城	五〇	山梨	二〇	鹿兒島	三〇
福島	三〇	岐阜	一五〇	福賀	一五〇
茨城	四〇	三重	一五〇	長崎	五〇
栃木	二〇	愛知	〇	熊本	五〇
群馬	二〇	石川	四〇	宮崎	一〇〇
埼玉	五〇	富山	三〇	大分	一〇〇
神奈川	五〇	給與學校數合計	二、五二〇		

青森	二〇	靜岡	二五〇	大分	二〇〇
秋田	三〇	千葉	一〇〇	香川	六〇
山形	四〇	長野	五〇	徳島	〇
岩手	三〇	新潟	一〇〇	鹿兒島	三〇
宮城	五〇	山梨	二〇	福賀	一五〇
福島	三〇	岐阜	一五〇	長崎	五〇
茨城	四〇	三重	一五〇	熊本	五〇
栃木	二〇	愛知	〇	宮崎	一〇〇
群馬	二〇	石川	四〇	宮崎	一〇〇
埼玉	五〇	富山	三〇	大分	一〇〇
神奈川	五〇	給與學校數合計	二、五二〇		

の多數にその服用をみてゐるが、この状態は益々増加する傾向である。

（昭和十六年四月現在）

ハ、分娩具セツト

一方、最近に於ける農村勞働力の不足の結果、婦女子の勞働は強化され、臨月の婦人にさへ産を

織らせ田畑を耕さしむるの現状にあり、而も分娩等は古蒲團を破り、その不潔なる綿を以て出産の用に充てるといふ憂ふべき状態にあるが、我々はこの状態の改善を目指し、東京中野組合病院産婦人科長小野博士指導の下に、日本労働科学研究所の農村の出産準備に關する報告を基礎とし、最小限度の必需品十五種（分娩油紙、汚物袋、消毒絹糸、胞衣袋、石鹼、あせも打粉、消毒臍繃帶、消毒布、衛生綿、セロメン、出生届、丁字帶、哺乳瓶、安産の葉、小物箱）を以て、「クミアイ分娩セット」と稱し、農村妊産婦家庭にその配給を開始するに至つたのである。

然し物資の逼迫と共に、原料資材の購入意にまかせず、一時は配給中止に至るのやむを得ざる場合もあつたが、最近に至り、購入可能の見透しがつき、目下製造計畫を急いでゐるのである。

醫療施設の完備しない農村に對して、かゝる安價な分娩具セットによつて、その目的を達せしめることが出来るところに絶對的な配給の意義があるのであつて、今後繼續してその配給を行ふ計畫である。

二、石 鹼

石鹼は取扱開始以來、年々累進的にその取扱數量を増加し、品質價格の點よりみて、他の市場商品の進出を斷然抑制して、取扱金額も二百萬圓を優に突破するまでに至つたのであるが、全購販聯

創立以來の配給品として、古い歴史をもつ石鹼も、最近の情勢悪化は遂に從來の如き潤澤なる配給を不可能ならしむるに至つたのである。

魚油、植物油等原料資材の生産減、就中朝鮮魚油の移出抑制は、その原料魚油の大半を鮮内製品に依存してゐた内地業者に、全く致命的打撃を與へ、石鹼の逼迫は益々激化され、これに伴つて、極端な商品の地域的偏在を招來するに至つたのである。

かゝる状態悪化は、各石鹼製造業者に自主的統制による偏在是正、配給の圓滑化、對策樹立の機運を醸成せしめ、石鹼共販會社による統制案、配給統制協議會による配給統制案が論議せられるに至り、目下各代表間でその具體案につき考究中であるが、未だ該案の決定をみるに至らず、その實施までには相當の迂餘曲折が豫想されるが、其の配給統制會社設立の可否はとも角として、かゝる状態を招來したことは、石鹼が如何に逼迫してゐるかを如實に示すものであらう。

石鹼公定價格表

一、固形化粧石鹼		
一箇當正味重量	製造業者販賣價格(打)	卸賣業者販賣價格(打)
二五匁以上のもの	〇圓九七	一圓〇三
		小賣業者販賣價格(箇)
		〇圓一〇

二、固形洗濯石鹼				
種別	製造業者販賣價格(貫)	卸賣業者販賣價格(貫)	小賣業者販賣價格(箇)	
			一箇當り正味重量	價格
一號品	一・六九	一・七八	五一匁以上のもの	〇圓一〇
			一五三匁以上のもの	〇・三〇
二號品	一・三七	一・四四	六三匁以上のもの	〇・一〇
			二五二匁以上のもの	〇・四〇

斯うした悪条件下にあつて、農村向商品の絶対確保を目標として極力大量購入に努め、一般農家に對し不便を感じしめざるよう公平なる配給をなすつゝあるのである。

固形化粧石鹼規格表

種別	水分(製品に對し)
機械練のもの	一六%以下
粹練のもの	二六%以下

種別	水分(製品に對し)	遊離アルカリ (NaOHとして)	中性脂肪及不鹼化物	アルコール不溶性分	水不溶性分	鹽化物 (NaCl として)	摩擦溶解度 (四〇〇。に於て)	比表面張力 (〇・二五%溶液四〇〇。に於て)
一號品	九四%以上	〇・一%以下	二・〇%#	一・五%#	一・〇%#	一・〇%#	三〇—七 (10分)	〇・四〇%以下
二號品	九四%以上	〇・一%以下	二・〇%#	〇・五%#	〇・一%#	一・〇%#	四〇—一五〇 (30分)	〇・三九%以下

固形洗濯石鹼規格表

種別	水分(製品に對し)	遊離アルカリ (NaOHとして)
一號品	三〇%以下	八二%以上
二號品	五〇%以下	八〇%以上

中性脂肪及不鹼化物	二%	三%
アルコール不溶性分	一三%	一五%
水不溶性分	〇・二%	一・〇%
摩擦溶解度(四〇〇。に於て三〇分)	三〇%以上	三〇%以上
比表面張力(〇・二五%溶液四〇〇。に於て)	〇・四一%以下	〇・四四%以下
比表面張力(〇・二五%溶液四〇〇。に於て)	〇・二五%	〇・二七%

更に品質の點については、従来の取扱品の如き品質の優秀性の維持は困難であるにしても、現在市販品に比較して依然として優良商品の配給を繼續し來つたのである。

今後の配給対策は、上述の情勢よりして石鹼不足は當分緩和される見込なく、その購入については相當困難性あるも、次年度に於ても本年度と同等數量の維持確保をなすは勿論、農村向商品の絶對確保を目標に某有力會社との提携により更に増配をなすべく目下着々準備を進めつゝあるのである。

粉末石鹼は、曹達灰の極端なる逼迫のため量的にはさして期待できず、尙且つ公定價格が未だに決定せず、府縣別の協定價格は決定せるも規格は區々で計畫的配給は困難なる事情にあり、東京府

協定價格を中心として、公價決定まで取敢へず取扱可能な府縣のみの配給をなす豫定である。

ホ、セ ロ、メン

衛生綿の圓滑なる配給不能となるや、農村家庭衛生、婦人衛生に及ぼす影響の甚大なるものあるに鑑み、いち早く之が代用品である紙綿セロメンの配給計畫を立案し、昭和十四年十月取扱開始以來、二ケ年たらずの短日月の間に、月別一、〇〇〇梱(一梱二十疋)から、三、〇〇〇梱(一梱二十疋)を優に突破する配給状況で、この意外の反響は實に驚くべきものである。

衛生綿の潤澤なる配給については、商工、厚生兩省間に於て鋭意その打開策を講じつゝあるも、原料入手難は該品の逼迫状態を脱し切れず、到底その需要を充たすべくもないであらうが、かゝる優秀なる代用品でそれを補足しうるとすれば、衛生的見地からみて洵に喜ばしい事である。

既に歐洲文明諸國では、紙綿普及は我國の比でなく顯著なものがあるが、日本婦人にして現下の國內外の情勢を直視するならば、敢て些少の不便を問はず、進んで紙綿使用をなし、それら原料綿は極力他の重要物資に供給して、いさゝかなりとも國家に寄與するところなければならぬであらう。全購販聯がセロメン配給に積極的活動を開始した所以のものはこゝにあり、今後に於ける政府當局の代用綿製造並びに普及に對する積極的援助を強く要望するものであるが、現在配給してゐるセ

ロメンは、從來取扱品とはやゝ品質を異にしたものであるが、それは公定価格が決定され、規格も一號、二號、三號品に限定され、一號品は楮一〇〇%、二號品は故ローブ又は麻五〇%、化學的パルプ五〇%、三號品は化學的パルプのみ一〇〇%を配合せるもので、一、二號品は其の價格が衛生綿公定價格を著しく上廻つた價格となり、結局三號品を取扱ふことになつたのである。

セロメン公定價格表

番 號	正味重量	使用原紙	製造業者販賣價格	販賣業者販賣價格
一號品	一〇〇瓦以上	綿紙原紙一號品	〇・六九	〇・八六
二號品	一〇〇瓦以上 一疋以上	綿紙原紙二號品	六・五四	七・八五
三號品	一〇〇瓦以上 一疋以上	綿紙原紙三號品	〇・三九	〇・四九
"	"	"	三・六二	四・三四
"	"	"	〇・二五	〇・三一
"	"	"	二・二一	二・六五

今後は、國際情勢の變化に伴ひ輸入パルプは全く杜絶せる形で、パルプ需給關係も相當窮屈にな

りつゝある情勢にあり、紙綿原料パルプも勢ひ相當の抑制を受けるに至るのは必至の狀態であり、漸次製品減少の傾向にあるが、農村家庭の必需衛生用品の一つとして、衛生綿の不足を十分補ひ得べき數量は絶對的に確保して積極的配給を行ふ計畫である。

へ、齒磨、齒刷牙

この取扱開始は大正十三年で、家庭薬、石鹼と共に相當に古い歴史をもつものであるが、微細な粒子の一樣に揃つてゐる事、香氣、味ひ等品質については市販品の追従を許さず、農村向商品の最優良なるものとして、口腔衛生の見地より積極的配給を行つてきたのである。

粉齒磨は價格關係で購入が一頓坐を來した時期もあつたが、日ならずして圓滿解決をみ、現在、月五萬打の配給を行ひつゝあるのである。

潤製齒磨はグリセリンの統制強化に伴ひ、今後は純グリセリン配合品は製造不能となる模様で、目下の所、配給は中絶の形であるが、その結果現在は粉齒磨を中心に配給を行ひつゝあるも、代用グリセリン配合による潤製齒磨の製造を計畫中で、これが完成の時は相當數量製造可能で目下鋭意その具體化を急いでゐるのである。

然し、グルセリンは軍需資材、醫療資材原料として必要缺くべからざるものであり、口腔衛生が

粉齒磨で維持できるものとするならば、敢て潤製齒磨に拘泥する所なく、その一人々々が國家的見地に立つて粉齒磨使用に甘んじてゆかねばならぬであらう。

齒刷子についても順調なる配給を繼續しつゝあり、次年度も最低三〇萬打を目標に計畫を立案中である。

貿易關係の悪化から現在輸出向齒刷子が漸次内地市場に出廻り、今日迄の所では左程不足を感じなかつたが、最近齒刷子の輸出關係も好轉せる模様で、今後は輸出向製品にのみセルロイドの割當が行はるべく、一般民需向セルロイドの割當は殆んど期待できず、尙且つ支那豚毛も著しく逼迫し

齒刷子公定價格表

○セルロイド柄齒刷子

規格 番號	一箇ノ重量	毛ノ種類	製造業者販 賣價格(打)	卸賣業者販 賣價格(打)	小賣業者販 賣價格(本)
十四	二匁四以上	豚毛 上 中	一・九一	二・三〇	二五
十五	二匁〇以上	上中並	一・五三	一・八五	二〇
十六	一匁六以上	"	一・二四	一・三八	一五

つゝあり、從來の如き優秀なるセル柄、白豚毛の製品は徐々に逼迫の情勢にあるも、次年度配給計畫數量は既に手當を完うし、需要には十分應じられる見込みである。

ト、體溫計

兎角農村に於ては、保健衛生的觀念は等閑視され勝ちであり、殊に豫防衛生觀念に至つては零に等しきものがあり寒心の至りであるが、全購販聯に於ては、右の如き實狀にある農山漁村に對する保健思想昂揚の一助として、昭和十四年三月、體溫計の取扱を開始し、全戸常置を目標にして積極的運動に乗出し、疾病の早期發見による治療をなさしむべく、着々その効果をあげつゝあるのである。嚴密なる管理指導の下に、洗練された技術者を配して作製せるクミアイ體溫計の優秀性は漸次認識せられ全農村に普及し、全戸常置も略完成の域に達せんとする現狀である。

自由配給品であつた體溫計も、原料資材の逼迫に伴つて愈々七月一日より其他計量器と同様に配給統制が實施せられることとなり、今後は一般市販品は配給統制協議會に於て需要に對する査定をなし、割當決定の上、小賣商業組合の手を通じて販賣されるのであるが、全購販聯は從來の實績數量に徴し、農村民保健の重大性に鑑み、特に特殊團體としての取扱を受ける事に決定したのである。従つて今後は、農村向保健衛生用品の重要物資の一つとして、國民體位維持向上の國策の線に沿つ

體溫計公定價格表

種別	製造業者販賣價格(箇)	小賣業者販賣價格(箇)
棒狀	一・〇〇	一・四〇
平型	〇・七五	一・二〇
獸畜用棒狀	一・二〇	一・七〇
獸畜用平型	〇・八〇	一・一〇

配給品も、原料資材の逼迫、統制強化により、著しき生産低下を招來し、將來益々製品の逼迫は激化されんとしつゝあるのである。保健衛生資材としては、各種藥品醫療資材程に直接的な影響、その果す役割の重大性はないとしても間接的に果し來つた役割の如何に重大であるかを再認識し、その配給對策の強化等について再検討を要請される時期が到來したと言はざるを得ないのである。

我々はこれら保健資材の配給に當つて、各縣毎に之を十數地區に分ち配給ブロックを結成、そこに指導専任職員を設置、中央會支會に於ける保健主事と協力して保健指導並に事務の擔當且つ當該道府縣購買販賣組合聯合會に於ける保健資材の配給計畫の樹立實行に積極的協力をなさしめつゝあ

て計畫的適正配給を行ふこととなつたのであるが、今後共、必需數量の割當については、當局の然るべき善處を要望する次第である。石鹼、齒磨、齒刷子、セロメン、體溫計等は、他の保健衛生重要資材に比してさして世人の關心を得ず、比較的輕視され勝ちであつたが、之等自由

る。が、時局の深刻化は、農村厚生に對して益々その重大性を倍加しつゝあり、我々はその現状に即應したる保健資材の製造配給より更に進んで、農村保健運動に科學性を附與し完全無缺なる運動を展開しなければならぬ。全購販聯に於てはその資材配給に當つては研究室の嚴重なる検査監督を経て實行に移してゐるのであるが、更に農村保健運動の科學的推進機關としての重要な指導的役割を果すべき理想的なる研究所設立を企圖し着々具體化しつゝある次第である。

然し我々の斯くの如き運動が實際的效果を生むためには、農民自身が、人的資源の確保者として、食糧増産の擔當者としての國家に對する責任を自覺すると共に、一方農民をして、現下の情勢に呻吟させつゝあるところの社會的經濟的條件の克服に對する指導的當事者の政治的責任の遂行が緊要であり、斯くてはじめて、力強き、健全な農村が明日の日に期待できるであらう。



東京芝浦電氣株式會社製

レントゲン裝置 レントゲン附屬品

クーリツヂX線管 マツダラヂオテルミー

ケノトロン整流管 ギバ太陽燈

日本醫療電氣株式會社

營業所

東京市京橋區銀座西五ノ二マツダビル
大阪市北區宗是町一大阪ビル
廣島市横町九丁目一
福岡市下西町五〇ノ三
名古屋市中區鐵砲町一ノ二八
札幌市南二條通西四ノ二北海貯蓄ビル
臺北市本町二丁目六九
京城府長谷川町七四近澤ビル
大連市大南通六六大山ビル
天津日本租界伏見街十六
上海北四川路八七五號

附錄資料

第三回全國產業組合保健協議會

日時 三月十二日(水)午前拾時開會

場所 產業組合中央會館大講堂 出席者 五百名

一、開會

二、宮城遙拜

三、默禱

四、開會ノ辭

五、農林大臣告辭

六、祝辭

七、前回決議事項並ニ情勢報告

八、協議

附錄資料

(產業組合中央會共同主催)
全國協同組合保健協會

—正午休憩、午後一時再會—

九、講 演

一〇、協 議

一一、閉會ノ辭

—午後四時散會—

第二、提出問題

甲、主催者提出問題

一、時局下ニ於ケル農村保健運動ノ實踐方策（第一篇第一章第三節參照）

二、榮養生共同炊事全國普及運動ノ件（第二篇第四章第四節參照）

乙、地方提出問題

一、國民健康保險組合補助金増額交付要望ノ件

岩手縣醫藥販購利聯

理由 口頭ニテ説明

一、國民健康保險組合事業代行條件ノ撤廢

提出者 山口縣支會同信販購聯

理由 口頭ニテ説明

一、國民健康保險法及產業組合法ノ改正方其ノ筋へ要望ノ件

（國民健康保險組合ノ強制設立、國民健康保險法第五十四條ニ依ル社團法人ニ對シ代行及組合加入ヲ

強制シ得ル様關係法令改正方其ノ筋へ要望セントス）

提出者 岩手支會

理由 由

時局下國民健康保險事業ノ緊要性ニ鑑ミ全國的ニ急速普及ノ要アルベク然ルニ之ヲ產業組合理事者及町村當局一部等ノ自由意思ニ委ストキハ徒ラニ其ノ實現ヲ遲延スル虞ナシトセズ、故ニ地方長官ニ於テ組合ノ強制設立、國民健康保險法第五十四條ノ社團法人ニ對シ強制代行強加入セシメ得ル様、國民健康保險法、產業組合法等ノ關係法令ヲ改正シ遲クモ向後五ヶ年以内ニ全國各市町村ニ之ガ普及ヲ達成シ得ル様其ノ筋へ要望ノ件

一、國民健康保險組合代行資格條件ヲ改訂シ醫療ニ關スル施設ヲ有セザル組合ト雖モ代行シ得ル様其ノ筋ニ要望ノ件

提出者 靜岡支會

理由 由 口頭ニテ説明

一、國民健康保險組合聯合會ヲシテ再保險ヲ行フ事ヲ得ル様適當ノ措置ヲ其ノ筋ニ要望ノ件

提出者 和歌山縣伊都郡紀北病院

理由 由

國民健康保險ハ國民健康保險組合ガ行フ規程（法第二條）ナルモ行政方針又ハ法規ノ改訂ヲ以テ例外

トシテ聯合會ニモ認メラルル様本協議會ノ決議ヲ以テ要望セントスルモノニ有之、想フニ普通國民健康保險組合ハ原則トシテ市町村區域ニヨルヲ以テ組合員少ナキニ過ギテ保險ノ妙ヲ發揮シ相扶共濟ノ實效ヲ擧ゲ得ザル事アリ之ヲ郡程度ノ區域ノ聯合會ヲ以テスレバ町村相互ノ共濟給付ノ分散等行ハレ本組合ノ普及モ迅速トナルベク殊ニ當該地區一齊ニ保險給付ニヨル醫療トナルコトニヨリ從來此種保險給付診療ノ現金受診者ニ比シ不親切云々モ除カルベク組合聯合會ガ組合ノ目的ヲ達スル爲各種事業ヲ行ヒ得ルニ不拘各單位組合共濟組織ヲシテ再保險セシメル效用アル保險ノ給付ヲ行ヒ得ザルハ遺憾ナリ

一、國民健康保險代行組合ノ藥價診察料ハ醫師會ノ査定ヲ要セザルコトニ決定方要望ノ件

提出者 岐 阜 支 會

理 由 口頭ニテ説明

一、醫療利用組合ノ普及發達ヲ圖ル爲中央機關ニ於テ醫師養成方要望ノ件

提出者 岐 阜 支 會

理 由 口頭ニテ説明

一、産業組合中央會ニ厚生部設置方要望ノ件

提出者 靜 岡 縣 支 會

理 由 口頭ニテ説明

一、産業組合ニ於ケル農村保健婦設置費ニ對シ國庫助成ヲナス様請願スルノ件

提出者 岩 手 縣 醫 藥 販 購 利 聯

理 由 口頭ニテ説明

一、農村保健衛生事業ニ關スル施設助成要望ノ件

提出者 北 海 道 支 會

理 由 口頭ニテ説明

一、醫療組合ノ設備費並保健施設ニ對シ他ノ公共團體同様ニ助成セララルル様政府ニ要望ノ件

提出者 宮 城 縣 大 崎 醫 療 購 買 利 用 組 合 聯 合 會

理 由 口頭ニテ説明

一、醫療利用組合並ニ同聯合會ノ厚生省共管ノ件

提出者 山 口 縣 支 會 同 信 販 購 利 聯

理 由 口頭ニテ説明

一、醫療利用事業ノ員外利用ニ關スル件

提出者 山 口 縣 支 會 同 販 信 購 聯

理 由 口頭ニテ説明

一、藥品並診療材料ノ配給方ニ關シ全購聯ニ對シ善處方要望ノ件

附 錄 資 料

理由 口頭ニテ説明

提出者 愛知支會

一、醫療利用組合ノ藥品ハ全購聯ニ於テ速ニ一元的配給ヲ行フ様要望ノ件

提出者 岐阜支會

理由 口頭ニテ説明

一、醫藥品配給ニ關スル件

提出者 岩手縣醫藥購販利聯

理由 口頭ニテ説明

一、農山漁村配置賣藥ノ確保並改善ニ關スル件

提出者 新潟縣協同組合保健協會

理由

近來農山漁村ハ著シク醫藥ニ惠マレズ漸ク賣藥ニ依存スルコト切實ニシテ之ガ確保ハ喫緊ノ要事ナリトス、然ルニ最近ニ於テハ之等資材ハ愈々逼迫ヲ告ゲ加フルニ醫療ノ施設益々困難ニ陥リ農山漁村ノ保健上重大ナル局面ニ遭遇セリ

右ノ事實ニ對處シ之ガ改善ハ一日モ忽諾ニ附スベカラズ

此際全保協ハ國民保健ノ大乗的觀點ニ立脚シ關係機關ノ協力ヲ求メ賣藥資材ノ確保並實質改善ヲ圖リ

農山漁村配置賣藥ノ確保ニ付必要ナル方途ヲ講ゼラレシコトヲ望ム

一、醫療組合病院並診療所ニ對スル家屋稅ノ免除方ヲ其ノ筋ニ陳情ノ件

提出者 愛知支會

理由 口頭ニテ説明

一、各府縣ニ於ケル醫療組合往診用自動車其ノ他地方課稅ノ實情承ハリ度シ

提出者 愛知支會

理由 口頭ニテ説明

一、社會保險被保險者診療報酬統一ニ關スル件

提出者 秋田縣醫療組合協會

理由 口頭ニテ説明

提出問題

一、農村ニ於ケル搾乳事業振興對策樹立方其ノ筋ニ要望ノ件

提出者 新潟縣 畑野產業組合

理由

最近ノ飼料不足ハ搾乳業者ノ經營ヲ困難ナラシメ廢業ノ止ムナキニ立到リ爲ニ必需者ニ對スル供給梗塞セラレ農村榮養對策上極メテ困難ヲ來シツツアリ依ツテ政府ニ對シ農村ニ於ケル搾乳事業振興對策ヲ樹立シ急速ニ實施セラルル様要望セントス

農村保健運動推進ニ關シ政府ニ要望ノ件

決議

戰時食糧ノ確保ト國家ノ産業並ニ民族發展ヲ所期スルタメニハ益々農山漁村ニ於ケル人的資源増強策ヲ擴充強化セザルベカラズ

仍テ吾人ハ左記事項ノ實現ヲ政府ニ要望シ以テ産業組合ノ任務ヲ達成センコトヲ期ス

記

- 一、食糧問題ノ重要性ニ鑑ミ益々食糧増産ヲ可能ナラシムルタメ勞力對策ヲ中心トシ農村厚生政策ノ徹底ヲナシ得ル様農林、厚生兩省ノ機構ヲ確立セラレタキコト
- 二、農山漁村ニ於ケル厚生事業ハ農林漁業團體ヲシテ積極的ニ行ハシムル様考慮セラレ且相當額ヲ助成セラレタキコト
- 三、産業組合ノ醫療並ニ保健施設ニ關シテハ農林、厚生兩省ノ共管トセラレタキコト
- 四、國民健康保險組合ノ代行條件ヲ速カニ撤廢セラレタキコト
- 五、産業組合醫療設備ノ組合員外利用ヲ認メラル、様法令ヲ改正セラレタキコト
- 六、醫療保健資材ノ優先的適正配給ヲ圖ラレタキコト

昭和十六年三月十二日

第三回全國産業組合保健協議會

第二回全國産業組合病院長會議錄

日時 昭和十六年三月十一日午前十時

會場 蠶絲會館別館三階講堂

出席者 別紙ノ通り

來賓 //

順序

- 一、開會 午前十時
- 二、宮城遙拜
- 三、默禱
- 四、開會ノ辭
- 五、農林大臣告辭
- 六、厚生大臣祝辭
- 七、來賓祝辭(日本藥劑師會)
- 八、昭和十四年度經過報告

九、協 議

甲 産業組合中央會々頭諮問事項答申ニ關スル件

乙 主權者提出問題

1 郡市保健指導者協力會設置提唱ノ件

2 共同研究ニ關スル件

3 保健教育普及ニ關スル件

丙 地方提出問題

一〇、特別講演「農村生活指導ニ就テ」

一一、閉 會 午後五時

勞研所長 暉 峻 義 等氏

議事日程

甲、産業組合中央會々頭諮問事項答申ニ關スル件

諮 問

第二回全國産業組合病院長會議

時局下農村ニ課セラレタル重大使命達成ノタメ産業組合醫局ノ執ルベキ方策ニ關シ意見ヲ求ム

昭和十六年三月十一日

産業組合中央會 副會頭 千石興太郎

事變勃發以來醫療利用組合ハ全機能ヲ擧ゲテ銃後醫療報國ニ盡瘁シ其ノ效果顯著ナルモノアリ

然ルニ國際情勢益々緊迫ヲ告ゲ、食糧ノ増産確保ハ高度國防國家絕對ノ要件ニシテ、農村ノ使命愈々重大トナレリ。從ツテ之カ達成ハ一ニ農山漁村民ノ體位向上ノ如何ニ係ルモノト謂フベク産業組合醫局ノ積極的活動ニ俟ツコト極メテ大ナルモノアリ

依ツテ之カ具體的方策ヲ樹立實施シ國家ノ要請ニ應ヘンコトヲ望ムト説明シ、尙黒川常務理事ヨリ農村ニ課セラレタル使命達成ノ爲生活部面ニ對スル科學的指導ノ必要ナルコトヲ補足的ニ説明

議長 (小川理事) 右ノ諮問事項ニ關シ、コノ件ニ對スル答申案ニ關シ十日開催ノ世話役會審議模様ニ付キ高橋主事ヨリ詳細説明議長答申案ニ掲ゲタ各項目ニ付キテハ即時實踐ニ移サレネバナラヌガ、然シ既ニ實行シテヤルモノモアルノデ其ノ事例ヲ求ム

安永共存病院長 (島根) 廣區域醫療組合ノ聯合會改組ニ關シ共存病院改組ノ狀況ト國民健康保險事業代行ト聯合會病院トヲ樞軸トスル醫療組織ノ整備強化ニ關シ説明アリ。

星川紀北病院長 (和歌山) 國保代行ノ運用狀況ニ付、特ニ郡内代行組合ノ共同計算ニ付説明

大木山本醫聯院長 (秋田) 無醫地域ノ診療普及ニ付キ該病院ノ郡内無醫村ニ對スル診療狀況ニ付詳細説明

數波盛岡病院長 (岩手) 豫防醫學的活動特ニ結核豫防ニ關シ、岩手縣志和村ニ於ケル活動狀況ニ關シ詳細説明

並木秋田醫聯院長 (秋田) 保健婦活動ニ付キ和田町、四つ小屋村、上北手村、寺内町、上新城村ノ實例ヲア

九、協 議

甲 産業組合中央會々頭諮問事項答申ニ關スル件
乙 主催者提出問題

- 1 郡市保健指導者協力會設置提唱ノ件
- 2 共同研究ニ關スル件
- 3 保健教育普及ニ關スル件

丙 地方提出問題

一〇、特別講演「農村生活指導ニ就テ」

一一、閉 會 午後五時

勞研所長 暉 峻 義 等氏

議事日程

甲、産業組合中央會々頭諮問事項答申ニ關スル件

諮 問

第二回全國産業組合病院長會議

時局下農村ニ課セラレタル重大使命達成ノタメ産業組合醫局ノ執ルベキ方策ニ關シ意見ヲ求ム

昭和十六年三月十一日

産業組合中央會 副會頭 千石興太郎

事變勃發以來醫療利用組合ハ全機能ヲ擧ゲテ銃後醫療報國ニ盡瘁シ其ノ效果顯著ナルモノアリ

然ルニ國際情勢益々緊迫ヲ告ゲ、食糧ノ増産確保ハ高度國防國家絕對ノ要件ニシテ、農村ノ使命愈々重大トナレリ。從ツテ之カ達成ハ一ニ農山漁村民ノ體位向上ノ如何ニ係ルモノト謂フベク産業組合醫局ノ積極的活動ニ俟ツコト極メテ大ナルモノアリ

依ツテ之カ具體的方策ヲ樹立實施シ國家ノ要請ニ應ヘンコトヲ望ムト説明シ、尙黒川常務理事ヨリ農村ニ課セラレタル使命達成ノ爲生活部面ニ對スル科學的指導ノ必要ナルコトヲ補足的ニ説明

議長 (小川理事)右ノ諮問事項ニ關シ、コノ件ニ對スル答申案ニ關シ十日開催ノ世話役會審議模様ニ付キ高橋主事ヨリ詳細説明議長答申案ニ掲ゲタ各項目ニ付キテハ即時實踐ニ移サレネバナラヌガ、然シ既ニ實行シテキルモノモアルノデ其ノ事例ヲ求ム

安永共存病院長 (島根)廣區域醫療組合ノ聯合會改組ニ關シ共存病院改組ノ狀況ト國民健康保險事業代行ト聯合會病院トヲ樞軸トスル醫療組織ノ整備強化ニ關シ説明アリ。

星川紀北病院長 (和歌山)國保代行ノ運用狀況ニ付、特ニ郡内代行組合ノ共同計算ニ付説明

大木山本醫聯院長 (秋田)無醫地域ノ診療普及ニ付該病院ノ郡内無醫村ニ對スル診療狀況ニ付詳細説明

數波盛岡病院長 (岩手)豫防醫學的活動特ニ結核豫防ニ關シ、岩手縣志和村ニ於ケル活動狀況ニ關シ詳細説明

並木秋田醫聯院長 (秋田)保健婦活動ニ付キ和田町、四つ小屋村、上北手村、寺内町、上新城村ノ實例ヲア

ゲテ詳細説明

議長 答申案ノ採決ヲ諮リ異議ナク可決ス答申左ノ通り

産業組合中央會頭諮問ニ對スル答申

我カ産業組合醫局ハ國際情勢ノ緊迫セル重大時局ニ鑑ミ、農村ニ課セラレタル食糧ノ増産確保、並ニ人的資源増強ノ二大使命達成ノタメ農村保健運動遂行ノ基本要件タル國民ノ自律性ヲ基調トシ協同ノ原理ヲ指導精神トスル保健運動體系ヲ確立スベク醫療利用組合ノ組織ヲ強化シ更ニ各種醫療保健機關トノ協力提携ニ依リ醫療活動ノ完璧ト豫防醫學的活動ノ積極的實踐ヲ圖リ以テ臣道實踐、職域奉公ノ誠ヲ致サザルベカラズ依ツテ左記事項ヲ實行シ、大東亞新秩序建設ノ時局ニ對處センコトヲ期ス

記

第一 組織並ニ運営ニ關スル事項

一、組織ノ整備強化

- 1、廣區域醫療利用組合ノ聯合會改組、郡區域聯合會ノ縣區域聯合會ヘノ統合、道府縣産業組合聯合會ノ醫療事業經營等組織ノ整備強化ヲ促進スルコト
- 2、國民健康保險代行組合ノ普及ニ協力シ産業組合ノ醫療機關ヲ樞軸トスル保健運動ノ基礎確立ニ努ムルコト
- 3、町村産業組合ノ保健事業ヲ促進シ其ノ施設ノ運用ニ協力スルコト

一、醫療施設ノ整備改善並經營ノ刷新

- 1、設備ノ整備改善並合理的運用、無醫地區ノ診療普及結核豫防並療養施設ノ擴充等ニ努ムルコト
- 2、醫療資材、特ニ藥品衛生材料ノ合理的消費ニ努メ、經營ノ合理化ヲ圖ルコト
- 3、健康保險、國民健康保險、其他社會保險ノ醫療給付並ニ一般醫療内容ノ高度化ニ努ムルコト
- 4、技術職員ノ待遇改善養成並補給ニ付適切ナル方途ヲ講ズルコト
- 5、醫療組合醫局相互間ノ連絡ニ努ムルコト

第二 保健運動實踐ニ關スル事項

一、豫防醫學的活動

- 1、健康相談、健康診斷、巡回診療等ヲ積極的ニ實行スルコト
- 2、結核豫防撲滅ニ付適切ナル方途ヲ講ズルコト
- 3、保健婦ノ養成並ニ之カ指導訓練ニ努ムルコト
- 4、町村産業組合及部落地區協同體ノ保健事業ニ關シ積極的ニ指導協力ヲ爲スコト
- 5、農村保健衛生ニ關スル調査研究機關ノ確立ニ努ムルコト

二、各種機關トノ連繫

- 1、大政翼賛會ニ協力シ職域奉公ニ努ムルコト
- 2、關係官廳及關係團體トノ連絡ニ努ムルコト

3、醫師會保健所其他醫療保健機關ト連絡協力シ保健運動ノ徹底ヲ期スコト
第三 政府及產業組合中央機關ニ要望スヘキ事項

一、政府ニ要望スヘキ事項

- 1、產業組合ノ醫療事業ニ關シテハ農林、厚生兩省ノ共管トセラレタキコト
- 2、國民健康保險組合ノ代行條件ヲ速ニ撤廢シ產業組合ヲシテ一元的ニ行ハシムル様セラレタキコト
- 3、產業組合醫師ノ健康保險醫指定ヲ徹底スルト共ニ健康保險診療組織ノ改革ヲ圖ラレタキコト
- 4、醫療利用組合ノ醫療保健施設ニ對シ相當額ノ助成ヲセラレタキコト
- 5、農村漁業團體ヲシテ積極的ニ農村、厚生事業ヲ行ハシムルヤウ指導助長セラレタキコト
- 6、產業組合醫療設備ノ組合員外利用ヲ認メラル、様法令ヲ改正セラレタキコト
- 7、醫療保健資材ノ優先的適正配給ヲ圖ラレタキコト

二、產業組合中央機關ニ要望スヘキ事項

- 1、農村保健科學研究機關ヲ設置セラレタキコト
- 2、產業組合中央會ニ厚生部ヲ速カニ設置セラレタキコト
- 3、保健衛生資材配給機構ヲ整備セラレタキコト
- 4、醫療保健技術者ノ養成補給ニ關シ積極的方途ヲ講セラレタキコト
- 5、農村保健事業資金運用ノ圓滑ヲ圖ラル、樣特別ノ方途ヲ講セラレタキコト

昭和十六年三月十一日

第二回全國產業組合病院長會議

乙、引續キ乙主催者提出問題ヲ上提

郡市保健指導者協力會設置提唱ノ件ニ關シ左ノ通り説明

一、郡市保健指導者協力會設置提唱ノ件

說明

刻下緊迫セル重大時局ニ於テ農村ニ課セラレタル至上命令ハ食糧ノ増産人的資源確保増強ニ在リ之ガ達成ニハ農業生産ニ關スル指導ト同時ニ農民ノ生活部面ニ對スル科學的指導ヲ爲サザルベカラズ
然ルニ其ノ方法ト手段トニ於テ未ダ充分ナラズ故ニカ、ル缺陷ヲ是正シ農村保健運動ノ徹底ヲ期スルハ焦眉ノ急務ナルヲ以テ國民保健指導ノ尊キ任務ニ携ル指導者ハ、一致協力シ農村厚生事業ニ於ケル大政翼賛ヲ實踐セ
ンタメ郡市ヲ單位ニ凡テノ醫師、保健衛生技術者、農村指導者等ヲ以テ構成スル郡市保健指導者協力會ヲ政府
及大政翼賛會ノ主唱ニ係リ設置セラレムコトヲ提唱セントス

對案

- 一、郡市保健指導者協力會設置方ヲ政府及大政翼賛會ニ具陳セントス
- 二、郡市保健指導者協力會ハ郡市ヲ地區トシ地區内ノ保健指導者ノ保健醫療ノ協力組織ヲ作り相互ノ連絡及協力ニ依リ職域奉公ノ實ヲ擧グルモノトス

三、郡市保健指導者協力會ハ概ネ左ノ者ヲ以テ構成ス

- 1、醫師及藥劑師
 - 2、保健所、健康相談所、産業組合醫療機關、官公私立病院、診療所
 - 3、社會事業團體其他關係機關
- 四、郡市保健指導者協力會ノ事業

- 1、各機關團體ノ連絡協調
- 2、保健思想ノ普及啓蒙
- 3、各機關醫療施設ノ合理的運用
- 4、町村保健運動ノ指導
- 5、豫防施設ノ徹底
- 6、榮養改善其ノ他農村生活ノ指導

黒川常務理事 現下我方農村保健問題ヲ克服スル爲ニハ散在スル各醫療機關、其ノ他保健指導者ガ一體トナリ同一目的ヲ以テ協力シ合フ機關ノ必要性ヲ強調

議長 コノ件ノ採決ヲ諮リ異議ナク決定

二、共同研究ニ關スル件

小宮山技師 農村ニ於ケル結核病患者ノ激増ニ鑑ミ共同研究ノ課題トシテ結核ノ問題ニ付各組合病院ノ協力

ヲ得テ調査シタイト思フガ、其ノ具體的方法ニ關シテノ意見ヲ求メ

敷波盛岡病院長 結核ノ共同研究ノ具體案トシテ

一、特定區ヲ選定シ

- (イ) 季節出稼ノ多イ地方ニ於テ出稼者全部ニツキ
- (ロ) 季節出稼ニ限ラズ一定町村ニ一年間ニ歸村セルモノ全部ニツキ、精密検査ヲナシウル病院ヲ決定セシトセシモ島根、鳥取ヨリ急ニ決定シ兼ネル旨質問アリ

議長 共同研究ニ關スル委員ヲ擧ゲテ其ノ委員會テ調査方法、地區等ヲ決定シタイト旨諮リ委員左ノ通り決定シ、調査方法地區等ニ關シテハ事務當局ヨリ通知スルコトニ決ス

委員 氏名

盛岡病院	敷波	秋田病院	並木
大崎久美愛病院	安田	上越醫療聯合會	小原
遠州病院	村上	全保協	小宮山

三、保健教育普及ニ關スル件

黒川常務理事 「醫療組合」ヨリ「保健教育」ト改題シタル理由ト其ノ編輯方法等ヲ説明シ、ソノ普及ニ關シ協力ヲ望ム

議長 政府ニ對スル陳情委員ヲ擧ゲタイト旨諮リ左ノ通り決定

東京	東京醫療中野組合病院	小川	宮城	大崎久美愛病院	安田
岐阜	飛騨郡醫療聯	海野	鳥根	共存病院	安永
青森	三八城病院	鳥畑	富山	富山第一病院	泉

丙、地方提出問題

一、醫療藥品衛生材料並往診用ガンリン優先的適正配給ニ關スル件

野坂厚生病院長 醫療資材ハ軍需品ニ次グベキ重要物資ナルヲ以テ之レガ優先的配給ニ關シテハ全國六萬ノ醫師全部ノ要望ダト思考サル、故ニ其ノ適正ナル配給ニ關シテ政府當局ニ陳情シタイ旨説明

鳥畑三八城病院長 ガソリンモ醫療資材トシテ認メテ貰フ様御願シタイ旨ノ意見アリ、コノトキ君津病院(千葉)ヨリ「醫療藥品並ニ衛生材料(脱脂綿、ガーゼ及繃帶)ノ配給ニ關シ全購販聯ニ於テ應急措置ヲ講セラレタキ件」ノ緊急提出アリ、議長之レヲ採決シ提出者ノ説明ヲ求ム

君津病院長 全購販聯ヨリ各醫療利用組合病院ニ配給スベキ統制醫藥品並ニ衛生材料ノ適正ナル割當(全購販聯實績及各醫療組合病院、地元小賣商取引實績確保)ヲ期スル爲メニハ全購販聯、全保協ニ於テ關係當局ニ銳意折衝中ノ由ナルモ之ガ妥結ヲ得ルニハ尙相當ノ日數ヲ要セルモノト考ヘラル

然ルニ各醫療組合病院ハ昨年十一月限りヲ以テ地元小賣商及醫師會ノ配給ヨリ分離除外サレタル爲メソノ後統制醫療資材特ニ衛生材料ノ在庫ハ漸次拂底スルニ至リ目下醫療上甚ダ不安ノ状態ニアリ

依ツテ全購販聯ニハ緊急便法ヲ講ゼラレ尙厚生省ニ對シテハ統制衛生材料ノ「殘置量」ヨリ臨時配給セラルル様交渉セラレタシ

議長 之レニ關シ全購販聯ノ説明求ム

全購販聯中野主事補 統制醫藥品並ニ衛生材料ノ政府ヨリノ割當狀況並ニ配給狀況等ニ付キ詳細説明、厚生省ニ對シテハ各位ノ協力ヲ得テ殘置量ヨリ臨時配給セラルル様又一元的配給ヲ一層強化セラル様要望シタイ旨説明アリ

敷波盛岡病院長 一元的配給ヲ完遂スル爲、全購聯ノ機構ヲ一層強化シテ貰ヒ度イ旨ノ意見アリ

議長 提出問題ノ一ト緊急提出問題ノ採決ヲ諮リ、政府當局ニ要望スル事ニ決定

(コノトキ議長黒川常務理事トナル)

二、結核豫防撲滅運動ニ關スル件

小川中野組合病院長 提案理由説明

急迫セル今日ノ時局ニ於テ、食糧ノ増産テフ至上命令ヲ完遂センガタメニハ、人的資源ノ増強コソ實ニ緊喫ノ要務ナリ、然ルニ近時結核ノ蔓延ハ止ル所ヲ知ラズ、マコトニ邦家ノタメ憂フベキコトナリ

之ヲ慮ルニ、結核蔓延ノ最大ノ原因ハ、産業勞務者ニ於ケル結核豫防ノ不徹底ト、罹病歸村者ニ對スル療養施設ノ缺陷トニ存スルハ論ヲ俟タザルモ、正シキ豫防思想ノ普及未ダ足ラザルニ因ルトコロ亦大ナリ。此時ニ際シ吾等實地醫家ニ課セラレタル責務益々大ナリ

依テ吾人ハ左記事項ニツキ、協力一致之ガ達成ヲ期セントス

對 案

一、政府ニ要望スベキ事項

- (イ) 勞務者ノ結核豫防方策ノ徹底ヲ計ラレタキコト
 - (ロ) 一旦發病セル者ニ對シテハ充分加療ノ上歸郷セシムル様療養施設ノ充實ヲ計ラレタキコト
 - (ハ) 帶患歸郷者ニ對シテハ療養上適切ナル處置ヲ講ゼラレタキコト
 - (ニ) 産業組合病院ノ結核療養施設ニ對シテハ公共團體ト同額ノ補助ヲセラレタキコト
- 二、組合病院ニ於テ實施スベキ事項

- (イ) 歸郷者ニ對シテハ必ず健康診斷ヲ實施シ早期發見ニ努ムルコト
 - (ロ) 帶患歸郷者家族一定地區及ビ小學校學童等ニ對シ集團檢診ヲ實施シ早期發見ニ努ムルコト
 - (ハ) 發見セル患者ノ療養指導並ニ入院施設ヲ完備スルコト(早期治療ニヨリ完治スルコトヲ實證シテ正シキ結核豫防思想ヲ普及セシムルコト)
 - (ニ) 自宅療養者ニ對シテハ特ニ保健婦ノ活動ト相俟ツテ正シキ療養ノ指導ヲナスコト、特ニ家族内感染ノ防止ニモ充分注意スルコト
 - (ホ) 結核ノ感染發病ノ経路ニ關スル調査ヲナスコト
- 三重荻原組合玉水診療所長

- 1、二ノ問題ニ對シ、農村居住者ニ對スル檢診モ取上ル様ニシタイトノ意見アリ
- 2、共同研究ニ對シテモ同様ノ意見アリ

- 1、2、トモ考慮スル旨答辯アリ

議長 保健協議會ニ指出スベキ緊急提出問題「結核歸郷者ニ關シ政府ニ要望決議」ヲ上提シ、異議ナク左ノ通り可決

結核歸郷者ニ關シ政府ニ要望決議

最近農村ニ於ケル結核ノ蔓延ハ都市出稼者、工場勞務者等ノ歸郷ニ因ルコトハ周知ノ事實ニシテ近代化セル都市産業コソ結核發生ニ最大ノ責任ヲ擔フベキモノデアル

然ルニ之ガ豫防撲滅ノ施設充分ナラザルノミナラズ、發病者ヲ治療セズシテ歸郷セシメ戰時下食糧ノ増産確保ニ挺身スル農村ヲシテ益々、蔓延ノ恐慌下ニ曝ス現狀ニ鑑ミ、左記事項ノ徹底的實施方ヲ政府ニ要望ス

一、事務所、商店、工場、事業場等ノ事業主又ハ管理人ヲシテ從業者ノ結核發病防止ニ充分ナル施設ヲ爲サシムルト共ニ、發病セル者ハ責任ヲ以テ治療スル設備ヲ爲サシメ、病菌傳播ノ虞ナキ者ニ限り歸郷セシムルコト、シ、之ニ反シタル場合ハ勞務者ノ供給ヲ停止スルコト

二、病毒傳播ノ虞アル歸郷者ノ療養ニ就テハ其ノ事業主又ハ管理人ヲシテ責任ヲ以テ治療セシムルモノトスルコト

三、政府ハ都市産業ニ於ケル結核豫防撲滅並歸郷者ノ結核療養ニツキ適切ナル對策ヲ樹立シ之ガ蔓延ノ絶滅ヲ

期セラレタキコト

右決議ス

昭和十六年三月十二日

提出者

全國產業組合病院代表

北海道 北紋醫療利用組合聯合會久美愛病院

東北 岩手醫藥聯合會、盛岡病院

關東 東京醫療利用購買組合

北陸 佐渡病院

東海 遠州病院

近畿 紀北病院

中國 厚生病院

四國 阿南共榮病院

九州 佐世保相互病院

九州

三、産業組合病院ノ農村中樞機關タル現狀ニ鑑ミ之ガ普及發達ノタメ積極的ナ方途ヲ請ゼラレル様政府ニ要望ノ件

小川中野病院長 醫療組合病院ト國立、公立病院トノ差違點

1、自治的醫療、經營方法—協同組織—

2、社會保險制度ノ趣旨ト産業組合精神ノ結合

3、豫防醫學的活動ノ可能性

4、醫師ト患者トノ精神的結合

ヲ説明シ、院長會議ノ決議ヲ以テ政府ニ醫療組合發展ノ爲助成セラレタキコトヲ要望セン事ヲ述ブ

議長 決議案ノ採決ヲ諮リ意議ナク左ノ通り決定ス

産業組合病院ノ機能強化ニ關スル決議

産業組合病院ハ殆ンド全國ニ普及シ益々増加ノ傾向ニアリ農村ニ於ケル醫療中樞機關トシテ、農村保健施設

普及ノタメ重要ナル地位ヲ占メ、時局下國民保健上益々其ノ活動ニ俟ツコト大ナルニ鑑ミ、之ガ公益性ヲ強化

シ國家的機關トシテ其ノ機能ヲ充分ニ發揮セシムル様積極的ニ指導助長ノ方策ヲ確立セラレンコトヲ政府ニ要

望ス

右決議ス

昭和十六年三月十一日

第二回全國產業組合病院長會議

議長 時間ノ都合上四、五ヲ一括上程ナシ安永共存病院長ノ説明ヲ求ム

四、中央機關に於テ醫療組合職員ヲ統轄スベキ機構設置ノ件

理由

- 1、現在及將來ニ於ケル醫療組合醫員ノ普遍的配置及充足ニ關スル客觀的狀勢ハ極メテ困難ナル狀況ニアルモノト思考セラレ特ニ農村ニ於ケル小規模ナル組合ニアリテハ、其ノ打擊多大ニシテ醫療事業ノ整備強化ノ低調不振ノ原因トナリ其ノ支障極メテ大ナリ
- 2、醫員缺員ノ場合ニ於ケル補充ノ圓滑且適正ニシテ急速ナル補充ヲ行ハントスルタメ
- 3、醫員ノ全國的交流ニ依リ醫療組合系統醫員ノ質的向上ト永續性ヲ持タシメ且其ノ基礎ヲ確立シ將來性ヲ附與シ得ルコト

五、醫療組合ノ醫員、看護婦ノ診療衣及看護衣ノ統制配給ニ關スル件

理由

- 全國的ニ形式ヲ統一制定シ、其ノ製作及配給ヲ全購聯ニ於テ行ハシムルコト
- 議長 醫師ノ斡旋ニ付キテハ十分考慮シ、出來ルダケ期待ニ副ヒタイ
- 四、五ノ件ニ關シテハ中央會、全購聯ニ對スル要望トシテ可決スルコトヲ諮リ、異議ナク可決
- 尙六ノ「農村結核ノ撲滅ニ對シテニ施設の補助ヲ其ノ筋ニ要請ノ件」ハ二ノ問題ト同様トシテ取扱フ様諮リ異議ナク可決
- 樋口江南醫聯病院長四ノ件ニ附加シ、看護婦ノ補充ニ關シテモ要望シタイトノ希望意見アリ
- 六、農村保健衛生調査成績第一回報告

秋田組合病院 並 木 院 長

午後五時協議事項ノ審議完了、中央會金井指導部長ヨリ閉會ノ挨拶アリ 終了

陳情經過報告

三月十二日午前十時全保協事務所ニ委員參合、左ノ決議文ヲ携ヘ厚生、農林兩省ニ陳情ス

陳情書

昭和十六年三月十一日開催ノ第二回全國產業組合病院長會議ニ於テ別紙ノ通り決議致候ニ付趣旨御賢察ノ上可然御高配賜度此段及陳情候也

昭和十六年三月十二日

全國協同組合保健協會

會長 伯爵 有 馬 賴 寧

農 林 大 臣 殿
 厚 生 大 臣 殿
 大 藏 大 臣 殿
 商 工 大 臣 殿
 企 畫 院 總 裁 殿

醫療利用組合ノ農林、厚生兩省共管ニ關スル決議

本件ハ屢々要望サレ來リタルモ未ダ其ノ實現ヲ見ザルハ、時局下食糧増産、兵力並ニ勞働力供出トイフ重大ナル使命ヲ遂行セザルベカラザル農村ノ保健上甚遺憾ニ堪エザル所ナリ、然モ農村保健對策ハ國家ノ指導統制ノ下ニ農村ニ於ケル生産者團體ヲシテ自主ト責任ノ下ニ自ラノ施策トシテ之ヲ行ハシムルコトニ依リ完璧ヲ期シ得ベキモノナルヲ以テ速カニ農林、厚生兩省ノ共管トシ、充分ニ其ノ機能ヲ發揮セシメ以テ高度國防國家建設ニ貢獻セシメラレシコトヲ政府ニ要望ス

右決議ス

昭和十六年三月十一日

第二回全國產業組合病院長會議

國民健康保險代行條件撤廢ニ關スル決議

農村ニ於ケル國民健康保險事業ノ普及ハ產業組合ヲシテ行ハシムルヲ最モ捷徑トシ且ツ效果的ナルコト、既往ノ実績ニ依リ明カナルモ國民健康保險法第五十四條ニ依レバ非營利的社團法人ニシテ其ノ社員ノ爲ニ醫療ニ關スル施設ヲ爲スモノニ限ラレ一般町村產業組合ハ代行シ得ザル現狀ニアリ、斯ル制限ハ本制度運用上何等理論的根據ナク徒ラニ農村組織ヲ複雑ナラシムルノミナラズ本制度ノ健全ナル發達ヲ阻害スルコト多キヲ以テ速カニ代行條件ヲ撤廢シ產業組合ヲシテ一元的ニ行ハシムル様法令ヲ改正セラレシコトヲ政府ニ要望ス

右決議ス

昭和十六年三月十一日

第二回全國產業組合病院長會議

醫療利用組合ノ醫療保健施設ニ對シ國庫補助要望ニ關スル決議

事變勃發以來醫療利用組合ハ全力ヲ擧ゲテ銃後遺家族救済ニ歸還將兵ノ療養ニ邁進シ來リタルモ、今ヤ國際情勢益々緊迫ヲ加ヘ農山漁村民ノ保健對策緊急ヲ要スルノ秋、其ノ活動ニ俟ツ所極メテ大ナルニ鑑ミ、各醫療利用組合ハ減死奉公以テ國家ノ要請ニ應フル覺悟ナルモ、醫療資材ノ逼迫、醫師不足等幾多ノ困難伴ヒ、加ヘテ農村結核ノ蔓延、無醫地域ノ増加、農村勞力ノ消耗等ハ益々醫療組合ノ活動ヲ期待スルコト多キヲ以テ國庫ヨリ相當額ノ助成ヲ爲シ醫療活動豫防醫學的運動ヲ積極的ニ遂行セシメラル様政府ニ要望ス

右決議ス

昭和十六年三月十一日

第二回全國產業組合病院長會議

醫療保健資材ノ優先的適正配給ニ關スル決議

人的資源保持増強ノ重要國策遂行ノ爲醫療保健資材ノ確保ト圓滑ナル配給ノ重要ナルコトハ言ヲ俟タザル所ナルヲ以テ之ガ優先的配給ト配給機構ノ完備ヲ圖ラレシコトヲ政府ニ要望ス

右決議ス

昭和十六年三月十一日

第二回全國產業組合病院長會議

農林漁業團體ノ厚生事業ニ關スル決議

我國農村ハ我民族生成發展ノ基盤ニシテ現時局下ニ於ケル高度國防國家建設ノ源泉タル使命ヲ有シ、殊ニ戰時食糧自給確保ノ重大ナル任務ヲ擔當スルガ故ニ之ガ達成ノ爲ニハ生産力擴充ノ基本條件タル勞働力ノ補給ト其ノ培養トハ刻下喫緊ノ要務ナリ、然ルニ農村ニ於ケル厚生事業ノ現狀ハ指導、施設共ニ合理的體系ヲ缺キ、其ノ效果充分ナラザル状態ニアリ、斯クテハ曠古未有ノ難局ニ處シ國家ノ總力ヲ高度ニ發揮スルコト能ハザル結果ヲ招來スベキ虞アルヲ以テ、農村ニ於ケル厚生事業ハ國家ノ統制ノ下ニ、萬民翼賛ノ理念ニ基キ、農民ノ責任ト創意トニヨリ構築サレル協同組織ヲ據點トシ綜合的ニ運營セシメ、アラユル農村活動ノ基本トシ之ト密接不離ノ關係ニ於テ生産的經濟的活動ヲ實踐シ以テ生産力擴充、人的資源確保増強ノ國家的要請ニ即應スル體系ニ整備スベキモノト信ズ 依テ政府ハ之ガ積極的ニ指導助長ニ付適切ナル方途ヲ講ゼラルル様要望ス

昭和十六年三月十一日

第二回全國產業組合病院長會議

產業組合醫療設備ノ組合員利用ヲ認メラルル様法令改正方要望ニ關スル決議

本件ニ關シテハ數年來屢々要望セラレ其ノ必要ハ今更多言ヲ要セザルトコロナルモ、時局ノ急迫ハ益々農村醫療對策ノ重要性ヲ加へ、殊ニ勞働者健康保險、國民健康保險、職員健康保險等社會保險制度ノ普及ニ伴ヒ產業組合ノ醫療機關ニヨリ療養ノ給付ヲ要スルコト多キヲ加へ今後益々之ガ必要ナルニ鑑ミ速カニ法令ヲ改正セラレシコトヲ政府ニ要望ス

昭和十六年三月十一日

第二回全國產業組合病院長會議

產業組合病院ノ機能強化ニ關スル決議

產業組合病院ハ殆ど全國ニ普及シ益々増加ノ傾向ニアリ、農村ニ於ケル醫療中樞機關トシテ農村保健施設普及ノタメ重要ナル地位ヲ占メ、時局下國民保健上益々其ノ活動ニ俟ツコト大ナルニ鑑ミ之ガ公益性ヲ強化シ國家的機關トシテ其ノ機能ヲ充分ニ發揮セシムル様積極的ニ指導助長ノ方策ヲ確立セラレシコトヲ政府ニ要望ス 右決議ス

昭和十六年三月十一日

第二回全國產業組合病院長會議

第一回產業組合保健婦養成講習會

(產業組合中央會全國協同組合保健協會共同主催)

昭和十六年一月十五日二月二十八日四十五日間

場所 產業組合中央會館講習會場

講習科目 講習時間

講師 名

一、產業組合

附錄 資料

- 1、産業組合精神綱領 (一時間) 産業組合中央會副會頭農學博士 佐藤寛次
 - 2、農村新體制 (一時間) 産業組合中央會常務理事 熊野英
 - 3、産業組合ノ動向 (一時間) 産業組合中央會指導部長 金井滿
 - 4、産業組合概論 (六時間) 産業組合中央會教育部長 宮部一郎
 - 5、産業組合ノ保健運動 (二時間) 産業組合中央會指導第二課長 恩田俊夫
 - 6、醫療利用組合 (一時間半) 全保協主事 高橋新太郎
 - 7、保健資材ノ配給 (三時間) 藥品 全購聯藥劑技師 小林健夫
 榮養品 全購聯資材部保健資材課 村瀬雅芳
- 二、農村保健運動
- 1、時局下ニ於ケル農村保健運動ノ目標 (二時間) 全保協常務理事 黒川泰一
 - 2、農村隣保事業概説 (三時間) 厚生省社會局兒童課 厚生技師 醫學博士 谷口正弘
 - 3、農村保健及醫療施設
 - 保健所、健康相談所 (二時間) 埼玉縣立保健館長 醫學博士 與謝野光
 - 國民健康保險組合 (一時間半) 厚生省保險院國民保險課 厚生事務官 瀧野好曉

- 4、醫療保護事業
 - 方面事業 (一時間) 厚生省社會局保險課 厚生技師 醫學博士 西野隆夫
 - 5、軍事援護事業 (四時間) 軍事保護院軍事扶助課理事官 水野六郎
- 三、生活指導
 - 21、農家經濟改善 (二時間) 帝國農會調查部長 石橋幸雄
 - 3、農村生活ノ指導 (二時間) 産業組合中央會普及課長 梅山一郎
 - 4、日常禮法 (三時間) 産業組合中央會理事候爵 徳川義親閣下
- 四、農村ノ機構
 - 1、農村自治機構ト國民組織 (二時間) 大政翼賛會組織局連絡部々員 山本政夫
 - 2、農村機構ト農村各種團體 (二時間) 帝國農會指導部長 土屋春樹
 - 3、部落協同組織ト生活指導 (二時間) 農林省囑託(總務局總務課) 丹羽四郎
- 五、保健婦ノ使命
 - 1、婦人問題 (六時間) 産業組合中央會教育課長 馬場光三
 - 2、巡回看護事業ニ就テ (一時間) 恩賜財團濟生會救療部長 醫學博士 飯村保三

- 3、農村保健運動ニ於ケル保健婦ノ使命
厚生省社會局保護課 醫學博士 西野陸夫
- 4、保健婦ノナスベキ仕事
東京市保健館 安藤雅惠
- 5、訪問指導事例研究
東京市保健館 金子光
- 演習
全保協

六、農村保健問題概説

- 1、農村衛生、農業勞働及農村生活ト疾病トノ關係
全保協囑託醫學士 小宮山新一
- 2、農村ニ於ケル社會調査衛生統計ノ知識
全保協囑託醫學士 小宮山新一
- 3、農村ニ於ケル社會的疾疾病
厚生省豫防局結核課 醫學博士 楠本正康

○結核、寄生蟲豫防對策

(六時間)

○結核 臨床

(三時間)

○性病、トラコーマ、癩

(二時間)

七、乳幼児保護

- 1、乳兒生理及發育、哺育、養護ノ實際
- 2、天然榮養、人口榮養

厚生省豫防局結核課 醫學博士 楠本正康
 厚生技師 醫學博士 奧野徹
 東京保健館 醫學博士 滋賀秀俊
 東京保健館保健部長 醫學博士

3、早産兒ノ哺育

4、離乳期榮養

5、乳製品、山羊乳ト山羊ノ飼ヒ方、牛乳代用品

(六時間)

6、乳幼兒ニ多イ疾病ノ豫防トノ手當

(三時間)

7、小兒衛生

(三時間)

8、保育所其ノ他小兒保護事業

(三時間)

八、母性保護

1、婦人衛生、妊娠ノ生理衛生

(三時間)

2、出產及產褥ノ生理衛生、疾病助産具、出產準備產後ノ注意

(三時間)

3、授乳中ノ母體ノ勤勞、母乳不足對策

(四時間)

九、兒童保護

1、兒童心理ト子供ノ躰方

恩賜財團愛育會教育部

三木安正

2、學校衛生及健康教育

恩賜財團愛育會附屬愛育醫院部長 醫學博士

森山豐

3、虛弱兒對策

恩賜財團愛育會附屬愛育醫院醫學博士

中山安

- 4、學校給食 (六時間) 文部省體育局衛生課 小 林 茂 雄
- 10、榮養及調理 (三時間) 厚生科學研究所國民榮養部技師 加 藤 正 吉
- 1、榮養學ノ基礎 (三時間) 全購販聯資材部保健資材課 大 矢 輝 昭
- 2、獻立卜調理法、榮養改善 (三時間)
- 3、共同炊事ノ實施方法 (三時間)
- 11、家庭衛生 (三時間) 埼玉縣立保健館技手 田 山 卓 郎
- 1、住居衛生 (二時間) 日本勞働科學研究所員 久 保 田 重 孝
- 2、井戸及飲料水ノ衛生 (三時間)
- 3、臺所改善 (二時間)
- 4、衣服衛生 (三時間)
- 12、產業衛生 (二時間)
- 13、家庭看護 (二時間)
- 1、一般病人看護 (二時間)
- 2、急性傳染病ノ消毒處置 (二時間)
- 3、消毒法 (二時間)
- 4、應急處置 (二時間)

- 5、理學的療法 (九時間) 東京醫療利用組合中野病院長 小 川 安 太 郎
- 6、皮膚病處置 (二時間) 恩賜財團濟生會皮膚科部長 金 子 榮 壽
- 7、一般藥物學藥劑 (二時間) 醫學博士 小 林 健 夫
- 14、醫學的検査法 (二時間) 全購販聯資材部保健資材課

血壓、檢尿、檢便(蟲卵検査、細菌培養) 咯痰検査(染色法) 血液検査(ワツセ
ルマン反應、村田氏反應、井出氏反應、ウイダル反應) 血沈、ツベルクリン反應

- 實習 (二時間) 全保協囑託醫學士 小 宮 山 新 一
- 一五、體力検査 (二時間) 全保協囑託醫學士 小 宮 山 新 一
- 身長、體重、胸圍、座高、握力、肺活量、視力、聽力、重量運搬 (二時間)
- 實習 (二時間) 全保協囑託醫學士 小 宮 山 新 一
- 一六、訪問實習 (二時間) 全保協囑託醫學士 小 宮 山 新 一

市内 二週間 毎日午後
東京市保健館及濟生會
農村 一週間 現地ニ分宿
附錄資料

一七、特別講義
所澤埼玉縣保健館及金子村、青梅町、筑波村、高部屋村、成瀬村中ノ一ヶ村宛

- 大政翼贊會事務局總長 伯 爵 有馬 頼 寧閣下
- 農林省總務局長 周 東 英 雄
- 厚生省豫防局長 高 野 六 郎
- 產業組合中央會副會頭貴族院議員 千石 與太郎閣下
- 大政翼贊會國民生活指導部副部長 醫學博士 野 津 謙
- 日本勞働科學研究所長 醫學博士 暉 峻 義 等
- 東京醫療利用組合長 賀 川 豐 彦
- 自由學園教授友の會 羽 仁 せ づ 子

一八、見 學

乳兒參考館、赤十字參考館、濟生會、愛育研究所、愛育隣保館、方面館、保健館、其ノ他
 受講生 五十名
 府縣 青森、岩手、宮城、秋田、山形、群馬、東京、新潟、富山、長野、岐阜、靜岡、三重、京都、
 兵庫、和歌山、鳥取、島根、山口、福島、香川、高知、宮崎

第三回農村醫學講座開講

五月二十六日—三十日—五日間全國協同組合保健協會主催ニテ東京慈惠會醫科大學大講堂ニ於テ左記日
 割ニ依リ都下醫學生ニ對シ醫學講座ヲ開講受講者ハ都下九校並ニ千葉醫大モ參加三百名ニ上ル盛況デアツタ
 受講者中六十八名、七、八、ノ二ヶ月ニ涉リ產業組合病院ニ夏期實習ヲ行ハセ全國二十四組合病院ニ夫々派
 遣、尙實習生派遣ニ當リ六月四日午後六時半ヨリ產組中央會館地下食堂ニ於テ壯行會ヲ開催大政翼贊會ヨリ
 小田倉技師ヲ迎へ、全保協ヨリ、三宅監事、黒川理事、高橋主事、小宮山技師、出席
 本年度、實習テーマトシテ左記調査ヲ行ハセタ

醫學講座、講師ト演題

- | | | | |
|-----|--------------|------------|----------|
| 廿六日 | 農村衛生ニ就テ | 所澤保健館長醫博 | 與 謝 野 光氏 |
| 廿七日 | 農村生活ト勞働科學 | 日本勞研所長醫博 | 暉 峻 義 等氏 |
| 廿八日 | 農村ノ經濟狀態ト農業災害 | 東大助教授農學博士 | 近 藤 康 男氏 |
| 廿九日 | 農村醫療ト公醫制度 | 厚生省衛生局厚生技師 | 寺 田 秀 男氏 |
| 卅 日 | 保健婦事業ニ就テ | 東京市保健館 | 平 井 雅 惠氏 |

一、組合病院ニオケル疾病類別調査

- 二、結核患者ニ關スル調査
- 三、國民健康保險事業ヲ代行シテオル産業組合或ハ普通國民健康保險組合ニオイテ國保事業ノ實際ヲ出來得ル限リ詳細ニ知ルコト
- 四、國民健康保險組合ノ診療票ニ基イテ病類別統計ヲ作成スルコト
- 五、農村ニオケル乳幼児ノ發育狀況ニ關シテ乳幼児檢診ノ記録ヲ基ニシテ集計スル
- 六、農村ニオケル乳幼児死亡ニ關スル調査
- 七、農村婦人ノ妊孕率ニ關スル調査
- 八、農村ニオケル食物及食習慣ニ關スル調査
- 九、保健婦活動ニ關スル調査

積極的健康増進のために創つた強力ビタミン剤

キョードー ビタドール

東京市麴町區有樂町一丁目二番地

協同公社製薬部

電話銀座(57)五〇八七番
振替口座東京一七四五四七番

包裝
一〇〇粒入 ②貳圓貳拾錢
五〇〇粒入 ⑤拾圓

昭和十六年十月二十日印刷納本
昭和十六年十月二十五日發行

農村保健年報 昭和十六年版

定價 壹圓八拾錢

不許
複製

編纂者 東京市麴町區有樂町一ノ十一 全國協同組合保健協會 高橋新太郎

發行者 東京市麴町區有樂町一ノ十一 黒川泰一

印刷者 東京市小石川區久堅町一〇八 大橋松雄

配給元 東京市神田區淡路町二ノ九 日本出版配給株式會社

東京市麴町區有樂町一ノ十一

發行所 全國協同組合保健協會

會員番號 二一四〇一六番 振替東京六六七〇三番

東京市麴町區有樂町一丁目九番地

保證責任

全國購買販賣組合聯合會

電話丸之内(23) 代表番號 三三五〇番 三三五〇番
自三一二五番 至三一二九番

備へあれば
憂ひなし



全國購買販賣組合聯合會



銃後の健康

一日一粒

イアミク
A-DECK

ビタミンA・D

燐・カルシウム含有

全購販全

ビタミン
A……五、〇〇〇（國際
D……、六〇〇（單位）含有



國策へ！

ガーゼ・脱脂綿代用品

CelluMen

クミアイ
セロメン

本品ハ非常時局ニ生レタル特殊纖維製品ニシテ觸感柔軟、吸收力
絶大、性狀中性ニシテ如何ナル場合ニモテツクガーゼ並脱脂綿ノ
代用トシテ充分其効果ヲ表シ而カモ其價格ハ至廉ナリ。今ヤ物資
欠乏ノ時局ニ際シ實用品トシテ全國組合ヨリ絶賛を賜リツ、アリ

全購販全

14 6
263
273

体位向上



疾病を駆逐せよ、銃後の農村人は強く逞しく

私達の組合家庭薬でもつて

- 目の薬
- 皮膚の病氣につける薬
- 痔の薬
- 胃腸の病氣に服む薬
- 風邪引きの薬
- 神経循環系の病氣の薬
- 蛔蟲を下す薬

組 合 家 庭 薬

終

